

令和6年6月

# 篠栗町議会第2回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：6月11日(火)～19日(水) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	11	火	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> </ul>
第2日	6	12	水	考 案 日		
第3日	6	13	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	6	14	金	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	6	15	土	休 会		閉 庁
第6日	6	16	日	休 会		閉 庁
第7日	6	17	月	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	18	火	予 備 日		
第9日	6	19	水	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 令和6第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和6年6月11日(火) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
27	専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
28	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) 〔財産の取得について〕	文教厚生 常任委員会
29	専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) 〔財産の取得について〕	文教厚生 常任委員会
30	専決処分の承認を求めることについて(専決第8号) 〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について〕	予算 特別委員会
31	篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正する条の制定について	総務建設 常任委員会
32	工事請負契約の締結について	総務建設 常任委員会
33	財産の取得について	総務建設 常任委員会
34	財産の取得について	総務建設 常任委員会
35	財産の取得について	総務建設 常任委員会
36	財産の取得について	文教厚生 常任委員会
37	町道の路線変更について	総務建設 常任委員会
38	町道の廃止について	総務建設 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
39	町道の一部廃止について	総務建設 常任委員会
40	令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
41	令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
42	令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
43	令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
44	令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
45	工事請負契約の締結について	文教厚生 常任委員会

# 令和6年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和6年6月13日(木) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	2番	浦野 雅幸	議員
2.	3番	吉本 文枝	議員
3.	4番	門馬 良	議員
4.	1番	崎山 佐穂	議員
5.	8番	古屋 宏治	議員
6.	9番	栗須 信治	議員
7.	6番	横山 和輝	議員
8.	10番	村瀬 敬太郎	議員
9.	5番	太郎良 瞳	議員

# 令和6年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和6年6月19日(水)午前10時開議

- 第1, 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)  
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第2, 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)  
〔財産の取得について〕
- 第3, 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)  
〔財産の取得について〕
- 第4, 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)  
〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について〕
- 第5, 議案第31号 篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条の制定について
- 第6, 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 第7, 議案第33号 財産の取得について
- 第8, 議案第34号 財産の取得について
- 第9, 議案第35号 財産の取得について
- 第10, 議案第36号 財産の取得について
- 第11, 議案第37号 町道の路線変更について
- 第12, 議案第38号 町道の廃止について
- 第13, 議案第39号 町道の一部廃止について
- 第14, 議案第40号 令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について
- 第15, 議案第41号 令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第16, 議案第42号 令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第17, 議案第43号 令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について

- 第18, 議案第44号 令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第19, 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 第20, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和6年第2回(6月)

# 篠栗町議会定例会

6月11日(開会)

令和6年 第2回 定例会 会議録

日時 令和6年6月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様、おはようございます。

今日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進行いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、横山和輝議員、7番、品川静議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から6月19日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第27号から議案第45号までの計19議案でございます。

それでは、議案第27号から議案第45号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長、どうぞ。

○町長（三浦 正） 皆様、おはようございます。本日、令和6年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございます。

6月中旬ともなりますと例年は梅雨の時期でございますが、今年はやっとな梅雨前線が北上しはじめ、今週末に九州北部の梅雨入りの模様でございます。昨今、日本の四季の移り変わりを見ていますと、数十年前と明らかに変化を感じております。地球温暖化による影響が年々顕著になってきており、地球全体の課題としてのカーボンニュートラルへの一層の具体的な取り組みを我々基礎自治体が真剣に進めなければならないと実感するところでございます。

毎年6月から9月までは大雨による災害が心配な時期が続きます。篠栗町も平成21年に集中豪雨による大きな土砂災害と尊い人命をなくす経験をいたしております。災害対策や豪雨時の避難所運営等、自主防災計画を立てていただいている地域の皆さんとともに万全の体制で臨みたいと考えております。

提案理由の説明に入る前に、第1回定例会以降の諸情勢について御報告いたします。

今年度は「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度であるとともに、次期創生総合戦略を作成する年度でございます。国は、キーワードとしてDX（デジタル田園都市国家構想）を前面に出して、基礎自治体において計画を立てるよう指針を出しておりますが、篠栗町においても、次の5年間においてどのようにDXを取り組むべきか、なかなか難しい課題であり、他の市町村に遅れをとらないように時代に即した計画となるよう検討を重ねてまいります。議会におかれましても関心を持って御意見を頂ければ幸いです。

既に報道等で御承知のこととは思いますが、去る5月27日に公益財団法人「B&G財団」から、福岡県内3自治体目の「子ども第三の居場所」助成決定通知を頂きました。施設建設助成金5,000万円、3年間の運営費助成金4,320万円の総額9,320万円でございます。令和6年3月議会において説明しておりましたくすのき公園を新施設の建設予定地として、民間事業所に建設・運営を委託して事業を進めてまいります。御協力誠にありがとうございました。

今定例会期間中の6月15日(土)9時半から、第10回「よろこびとふれあいのまちづくりフォーラム」が開催されます。昭和57年度に始まった「社会教育関係団体等研修会」から数えて43年目の篠栗町の伝統的な研修でございます。私をはじめ、議会の皆様の中にも以前から主たるメンバーとして御参加頂いた方も多と思います。本年度は、子ども主体の居場所づくりについて考えるフォーラムとなっておりますので、どうぞ御参加頂きますようよろしくお願いいたします。

議会の改選以来1年が経過いたしました。昨年の6月定例会から総務建設・文教厚生両委員会での審議は、両委員会の委員の皆様と課長との間で行っていただくことといたしました。

これによって各課の課長をはじめ管理職の議会への説明能力の向上を図るとともに、忌憚のない意見交換により、これまで以上に掘り下げた議案審議になるようにと期待しての改革でしたが、まだまだ期待どおりに進んだとは言い難い状況のように感じております。各課長には、総務建設・文教厚生両委員会において

御審議、採決をお願いする過程において、両委員長に対し、審議が滞らないように提出資料の説明や手順等について十分に事前に説明するよう指示をいたしております。引き続き、御指導賜ればと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上、諸情勢の報告を申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第27号から議案第45号までの19議案について説明をいたします。

議案第27号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」であります。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第28号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」であります。本議案は、篠栗小学校において使用する、教師用教科書及び指導書を購入することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

取得する財産は、篠栗小学校教師用教科書・指導書、契約金額は、766万1,487円、契約方法は、随意契約、契約の相手方は、有限会社尾崎堂書店 代表取締役 尾崎友一であります。

議案第29号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」であります。本議案は、勢門小学校において使用する、教師用教科書及び指導書を購入することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

取得する財産は、勢門小学校教師用教科書・指導書、契約金額は、784万9,271円、契約方法は、随意契約、契約の相手方は、有限会社尾崎堂書店 代表取締役 尾崎友一であります。

議案第30号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」であります。本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、物価高騰対応重点支援給付事業実施に伴うもので、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,009万3,000円を追

加し、予算総額を歳入歳出それぞれ128億3,187万6,000円とするものがあります。

議案第31号は「篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、本条例の定義規定に特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報を追加する等、関係条文を整理するものであります。

議案第32号は「工事請負契約の締結について」であります。本議案は、町の防災拠点となる庁舎の耐震工事及びその他改修工事について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は、1億6,991万8,650円、契約の相手方は株式会社コンステック 福岡支店 支店長 尾園哲であります。

議案第33号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団小型動力ポンプの購入に関し、財産の取得について仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団小型動力ポンプ7台、契約金額は、1,420万6,500円、契約方法は、一般競争入札、契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田守雄であります。

議案第34号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団多機能型小型動力ポンプ積載車の購入に関し、財産の取得について仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団多機能型小型動力ポンプ積載車3台、契約金額は、4,543万2,900円、契約方法は、一般競争入札、契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田守雄であります。

議案第35号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団小型動力ポンプ積載車の購入に関し、財産の取得について仮契約を締結いたしましたので、

篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、消防団小型動力ポンプ積載車2台、契約金額は、2,494万2,600円、契約方法は、一般競争入札、契約の相手方は、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田守雄であります。

議案第36号は「財産の取得について」であります。本議案は、小中学校給食室備品を更新するため、財産の取得について仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に関する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、篠栗小学校、食器・トレイ洗浄機1台、IH調理器1台、北勢門小学校、食器・食缶洗浄機1台、篠栗中学校、検食用冷凍庫1台、パススルー冷蔵庫1台、契約金額は、1,501万5,000円でございます。契約方法は一般競争入札、契約相手方は、株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷雅人であります。

議案第37号は「町道の路線変更について」であります。本議案は、宅地開発に伴い、既存町道の終点が変更になることから、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更路線名は和田地区51号線であります。

議案第38号は「町道の廃止について」であります。本議案は、宅地開発や土地区画整理事業に伴い、町道の供用ができなくなることから、道路法第10条第1項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。廃止路線名は、和田地区30号線、同50号線、同52号線、同53号線及び津波黒地区16号線の5路線であります。

議案第39号は「町道の一部廃止について」であります。本議案は、宅地開発に伴い、既存町道の一部が供用できなくなることから、道路法第10条第1項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。一部廃止する路線名は、津波黒地区14号線及び同15号線の2路線であります。

議案第40号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」であります。当該補正予算は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9,597万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ138億2,785万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものといたしましては、国庫支出金3億8,325万9,000円、県支出金674万4,000円、繰入金3億9,654万2,000円、町債1

億3,940万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費において、企画費として、公有財産購入費3億9,626万1,000円、税務総務費として、定額減税に伴う個人住民税システム改修業務委託料157万3,000円を、それぞれ追加するものであります。

民生費において、物価高騰対応重点支援給付費として、支援給付金給付関連費用3億266万3,000円、子育て支援費として、児童手当拡充に伴う増額分支給関連費用691万9,000円、児童育成事業費として、やまばと児童クラブ室新築工事関連費用6,309万6,000円を、それぞれ追加するものであります。

衛生費において、予防費として、新型コロナワクチン接種による健康被害補償130万円を追加するものであります。

農林水産業において、農業振興費として、農業者物価高騰対策臨時支援金449万3,000円を追加するものであります。

土木費において、土木総務費として、自動車購入費228万7,000円を追加するものであります。

消防費において、消防施設費として、消防施設整備補助金389万4,000円を追加するものであります。

教育費においては、小学校管理費として、落雷被害修繕工事354万8,000円、北勢門小学校費として、給食備品購入費268万4,000円、総合センター管理費として、総合センター特定天井・照明LED化改修工事1億8,500万円、社会体育施設費として、総合運動公園多目的グラウンド照明LED化工事4,900万円をそれぞれ追加し、記念体育館照明LED化工事、減額の298万3,000円、社会体育館照明LED化工事等、減額の3,050万円を、それぞれ減額するものであります。

また、人事異動等による人件費を減額635万9,000円減額するものであります。

繰越明許費として、総合センター特定天井・照明LED化改修事業1億9,436万9,000円を追加するものであります。

債務負担行為について、粕屋南部消防組合分担金を、令和6年度から令和10年度に、4,161万8,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金を、令和6年度から令和25年度に、4億767万円、教育施設LED化リース事業を令和7年度から令和16年度に、篠栗北中学校4,790万円、社会体育館1,870万円、

合併50周年記念体育館1,060万円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債については、借入限度額を変更するものとしたしまして、緊急防災・減災事業債1億3,940万円、脱炭素化推進事業債4,430万円を、それぞれ追加するものであります。

議案第41号は「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ611万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,240万6,000円とするものであります。内容は、マイナ保険証対応システム改修費及び人事異動に伴う人件費の補正であります。

議案第42号は「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ72万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,084万6,000円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費を増額補正するものであります。

議案第43号は「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和6年度篠栗町水道事業会計予算における収益的支出に582万5,000円を追加し、収益的支出の総額を5億8,413万9,000円とするものであります。収益的収入の予算額が6億4,521万8,000円であるため、6,107万9,000円の黒字予算となります。内容は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

議案第44号は「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算における収益的支出に13万7,000円を追加し、収益的支出の総額を8億8,147万7,000円とするものであります。収益的収入の予算額が8億9,118万円であるため、970万3,000円の黒字予算となります。内容は人件費の補正であります。

議案第45号は「工事請負契約の締結について」であります。本議案は、篠栗町総合センターの空冷ヒートポンプチラー及び付帯設備更新工事について仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は、9,929万7,000円、契約の相手方は、日本ファシリオ株式会社 福岡支店 執行役員支店長 友田義弘であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。慎重審議方  
よろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの町長の提案理由の説明について大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

無いようですので質疑を終結し、次に参ります。

日程第４、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第２７号から議案第４５号までの１９議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

まず、議案第２７号から議案第２９号、議案第３１号から議案第３９号及び議案  
第４５号の１３議案につきましては、議案付託表のとおり総務建設・文教厚生それ  
ぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第３０号及び議案第４０号から議案第４４号までの予算関連６議案に  
つきましては、議長を除く１１人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託  
したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、  
９番、栗須信治議員、副委員長は、６番、横山和輝議員です。

最後に、報告第６号から報告第９号については、予算特別委員会終了後に全員で  
報告を受けたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午前１０時２５分

令和6年第2回(6月)

# 篠栗町議会定例会

6月13日(一般質問)

令和6年 第2回 定例会 会議録

日時 令和6年6月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長(荒牧 泰範) 皆様、おはようございます。

今日は、全員出席で開議は成立いたします。

また、傍聴に足をお運び頂きました方々には深く感謝申し上げます。

傍聴に際しましては、一般質問通告書一覧1ページ目を通していただき、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今日は、議会事務局の職員の写真撮影を許可しております。

加えまして、喉の調子の悪い方等いらっしゃいますので水分補給は許可いたします。

それでは日程第1、一般質問を行います。

質問者は9名でございます。

質問時間は申合せにより答弁を除き1人30分以内といたします。

リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには十分気をつけるように求めます。

発言の文言等を精査し小職において処置いたします。

御協力をお願いいたします。

それでは、順次質問許可いたします。

質問順位1番、浦野雅幸議員。

はい、どうぞ。

○議員(浦野 雅幸) 皆様、おはようございます。

議席番号2番、浦野雅幸でございます。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

三浦町長、5期目も残り少なくなり11月の任期満了に向け、ラストパートの真っ最中だと思います。

町長は以前、「今を大切にし、今日1日の積み重ねが未来の結果につながる。間違いなく持続するまちづくりのためにど真剣に取り組む。」と宣言されています。

5期20年に亘り様々な積み重ねがあったと思います、しかしながら、まだ結論に至ってない案件もたくさん多くあります。

今任期中に結論を出して頂きたい案件について、以下質問を行います。

まず、1問目に、「高齢者のイスについて」でございます。

令和4年第2回定例会で、藤木前議員より大野城市平野台区で、「高齢者のイ

ス」というプレートを設置し、休憩場所や高齢者の引きこもり防止の取り組みを実施している事例の紹介があり、また高齢者にやさしいまちづくりをPRできるのではとの提案がありました。

執行部からは情報収集し、協働のまちづくりの観点からも実現を目指し取り組むと答弁されています。

私は、町内の各所で、高齢者に限らず、町民の方が休憩されたり、読書をされたりしていることは、我が町の自然や景観を生かしたものとなる良い取り組みだと考えております。

地域の方々の理解と協力の下、現在進行中の住居表示に合わせて行うのが効果的と考えております。

その後の進捗状況と実現されるのかどうか、町長の見解を伺います。

○議長(荒牧 泰範) はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

浦野議員から冒頭お話がありましたように、私の任期も今月を含めてあと半年となりました。

当然のことながら、私の頭の中ではこの4年間の総括を行い、最後の定例会にて発言する場を頂きたく考えているところでございます。

さて、今回9名から御質問頂いた各項目につきましては、それぞれ所管課でしっかり検討しているものでございますので、これまでどおり、まず所管課長から通告書に書かれた質問について答弁をした上で、再質問のやりとりをさせて頂きたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、ただいまの御質問につきましては、まちづくり課長から答弁をいたします。

○議長(荒牧 泰範) 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長(大内田 幸介) おはようございます。

1問目の「高齢者のイスについて」の御質問にお答えします。

議員のお話にもありましたように「高齢者のイス」は、大野城市平野台区約3,000人の行政区独自の取り組みで、住宅の花壇や外壁のでっぱり、段差などに表示板を取り付け、休憩場所とされているものでございます。

このような取り組みは、地域住民同士の協力や繋がりが必要不可欠であり、そのような観点からの提案と認識しております。

令和4年第2回定例会の一般質問にて、今後、地域担当職員や自治体の取り組みなど情報収集し、協働のまちづくりの観点からも、どのような施策や対応が可能であるかなども踏まえ今後検討して参りたいと思います、と答弁いたしました。

地域担当職員からは、定期的な報告会が行われ、各行政区での取り組み活動などが報告されます。

取り立てて、「高齢者のイス」のみでの情報収集などは行っておりませんが、尾仲区県道谷尾仲線の坂道沿いの一画、こちらの花壇には以前より「どうぞお座りください」との木札が立ててありますし、現在はベンチも置かれているようです。

町では、郵便局前とカブトの森公園前のオアシスバス停脇に、廃材、U字溝を置いて活用しております。

町では住民、事業者及び行政の協働による地域コミュニティの活性化及び特色あるまちづくりの推進を目的として、住民自ら考え行動する、篠栗町協働のまちづくり事業に対し補助を行う「篠栗町協働のまちづくり事業補助金交付要綱」がございます。

この要綱は、平成22年に制定され、既に15年経過しようとしております。

この事業にて、似たような事業で補助金交付もなされておりました。

要綱も15年経過し、団体的制約等もあることから、昨年度より事業的な継続性や小人数での手軽な運用、効率性などを審議会に諮り、見直し検討を進めているところでございます。

○議長(荒牧 泰範) 答弁者をお願いいたします。一問一答方式でありますので、何問目の何々についてという表現は削除してください。お願いいたします。

浦野議員、再質問ありますか。

どうぞ。

○議員(浦野 雅幸) 町が主体となってやるということは、現在のところは考えておられないということでしょうか。

○議長(荒牧 泰範) どなたが答弁されますか。

大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長(大内田 幸介) やはり、地域とのつながりが大事だと思います、「協働のまちづくり事業補助金」こちらを利用してですね、地域の皆様と官民連携的に行いたいと今考えております。

○議長(荒牧 泰範) 再質問ありますか。

○議員(浦野 雅幸) それではですね、地域の行政区なり区長会なりに提案とか連

携とか、そういうことは可能なんですか。

○議長(荒牧 泰範) まちづくり課長。

○まちづくり課長(大内田 幸介) こちらの要綱の見直しなどができましたら、今までの事例等を紹介してですね、一緒に要綱の運用等も含めまして、地域等にも発信していきたいと思っております。

○議長(荒牧 泰範) 再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員(浦野 雅幸) はい。

是非ですね、地域の方にも、情報提供も含めて連携して進めて頂きたいことだというふうに思っておりますので、是非よろしくお願いします。

○議長(荒牧 泰範) 終わられますか、1問目。

続けて、2問目どうぞ。

○議員(浦野 雅幸) 次に、2問目の「池の端区強風被害の対応について」でございます。

池の端区の強風被害に関しまして、昨年の9月議会にて補正予算が組まれ3月末までに防風柵の設置及び植栽が完了しました。

地元住民の方からは、「真摯な対応を頂いた。」と評価を頂いているようです。

しかし、伐採に至った経緯が、令和5年第3回定例会での町長の答弁によると、「失念」という事でした。財政状況が厳しい中、その失念によって、残置森林の伐採費用約88万円と、防風柵と植栽の予算約3,100万円の町費が使われております。

本来、森林法による残置森林の認識を十分に理解した対応を行ってれば、ここまでの大金を使うことはなかったと考えます。

そこで2点伺います。

まず1点、再発防止に向け担当課や職員に対して、どのように指導されたんでしょうか。

2点目に、今回の顛末を町民へきちんと説明する責任があると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長(荒牧 泰範) 三浦町長。

○町長(三浦 正) 「池の端区対応について」の御質問を頂きました。

防風柵については、議員からの御質問を受け、該当区長や直接影響を受けている住民の皆さんと協議の上、補正予算を計上し、議会の御審議を経て早急に対応した

ものでございました。

まず、まちづくり課長から、このことの経緯を説明申し上げますが、御質問の中で予算額についてお話がございましたが、実際に要した費用に置き換えて答弁したいと思います。

その後、2点について私から答弁をいたします。

○議長(荒牧 泰範) 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長(大内田 幸介) 「池の端区対応について」の御質問にお答えします。

まず、町費用での整備実施概要は、植樹業務73万4,800円、防風フェンス1,597万900円で、昨年度中に整備をいたしました。

残置森林の伐採の経緯は、以前の質問時の答弁のとおり、近隣の住民の方から、日光遮断や枝葉飛来の相談もあり、間伐を行い、その後、台風により樹木が折れる等の被害が発生し、標準伐期齢を迎えている成長したスギでもあり、今後、近隣民家や県道及び電線に倒木による被害が出る恐れがあった為、伐採したのですが、残置森林であることから、昨年度、植樹を行ったものでございます。

この残置森林の伐採に際して、県への協議を失念していたものですが、担当課及び職員に対しましては、概要や他団体との関連等、視野を広げ注意を払うように指導がありました。今後は、そのようなことが無いよう努めてまいります。

次の顛末に関してですが、ただいま申し上げた植樹及び池の端区の要望書提出に伴い、暴風対策としての防風柵設置の施工におきましては、適宜、区長と地域住民の方と、樹木の種類やフェンスの種類等、協議をさせていただき整備を行いました。

○議長(荒牧 泰範) 三浦町長。

○町長(三浦 正) 議員から、ご質問の2つについて私から答弁申し上げますが、「再発防止に向けた指導について」ということでございました。

本件に限らず、業務遂行に当たり、各課において様々なミスが発生しているわけでございます。

大小ある訳でございますが、その際には、課長会を通じて、ミスの原因、今後の対策等について協議し、広く指導を行い、ミスの再発防止に努めているところでございます。

顛末を町民へ詳しく説明する必要があるのでは、とのお考えについての私の見解でございますが、これまでの住民の代表である議会の中でしっかりと顛末を説明し

たところではございますが、このことも含め、任期最後の総括の際に御報告申し上げたいと思います。

○議長(荒牧 泰範) 浦野議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員(浦野 雅幸) 伐採の経緯に関してでございますけれども、確かに、地元住民からの要望というのは当然あったかと思うんですけれども、それとはまた別の問題として、残置森林、まあ、森林法に定められているところになるんですけれども、伐ってはならない場所という所を伐採しているわけですね。

それに地元住民からの要望は別にして、伐ってはならない所を伐っている、そのことを失念していたという事だと思うんですよね。

それについては、金額的には3,100万円と申しましたけど、実際にはもう少し金額的には変わっているようでございますけれども、これは、この失念がなければ、もしかしたら使わなくてよかった費用じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長(荒牧 泰範) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) いえ。

○議長(荒牧 泰範) 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長(大内田 幸介) いま申し上げました、残置森林の件という形でお話させていただきます。

残置森林は、開発行為による周辺自然環境への環境の変化を緩和させることを目的として配置される、残置森林という位置づけをされています。

こちらは、そういった目的ではあるんですけれども、先ほど答弁の中でも申しましたように、もはや伐期年齢が来ているすぎ、ようするにもう45年以上経っているもので、いつ倒木等あっても仕方ないという状況でございます。

こういった森林の維持管理というのは、どうしても必要になってこようかと思えます。

ですから、あの、今後何十年後かの先になったりもするかもしれませんが、それなりの維持管理等整備は発生してくるという状況なろうかと思えます。

○議長(荒牧 泰範) あの、まちづくり課長、浦野議員が問うてあるのは、住民の要望であるとか、伐期年齢で無くして、失念していたところの質問をされているんですが、その点について答弁いただけますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 浦野議員の再質問についてお答えいたしますが、今、大内田が、課長からお話したり、最初の答弁でお話ししたように、ここの開発に当たる途中において、平成27年以前からの状況から少しここを開発していくにあたって、その時の山の状況を御存じかどうか分かりませんが、大変鬱蒼とした山でございました。

で、これを機会に少し明るくするようにしてくれんかということで少し間伐をした訳ですね、で、当然残置森林として残さなければいけないという認識は当然あったわけでもございました。で、今度少し間伐すると「風が吹くようになって大変なんよね」ということで、これについては、「もうちょっと伐ってもらったほうがいい」と「枝も飛んでくる」というようなことで、この数年間の中で、段階的にいろんな状況があった訳でもございまして、そして、最終的に伐採するときに当たって伐採したけれども、今度はやっぱり風がすごいので防風柵をと、だから伐採はしなければいけなかった訳でもございまして、それに対してすぐ、それは残置森林でございまして、今回施業したように、新しい木を植え直すという作業は必要であったかとは思いますが、その届、県との協議を私どもは失念していた、ということでございまして、この失念していなければ、伐採も何も無くって、このフェンスも作らなくてよかったのではないかという議論、疑問はあるかも知れませんが、私どもはそのようには思っておりませんで、住民の皆様方の御意向に沿って対応したけれども、ちょっと後先、後手になって、私どもが県の届を失念をしてこういう状況になったという事でもございますので、そういうふうに私どもは思っているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 浦野議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） 度々になるかもしれませんが、残置森林というものを、本来もうちょっとちゃんと認識があればですね、一遍に伐ってしまうということは絶対になかったと思うんですよね。

一遍に伐ってしまったがゆえに、かなり風が強くなったという状況が生まれたんだと思うんですけれども、地元住民からの要望というのは当然あるのかもしれませんが、伐つてはいけなかったという事はしっかり受け止めないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 最初の答弁で申し上げましたように、まずは間伐をしたんです

よね、伐ってはいけないという所を、全部一遍にボツと伐ったということでは決してございませんで、余りにも鬱蒼として、ここだけ陰になるから、ちょっと日が当たるようにしてくれということで、かなり間伐をしました。当然、残置森林と、その時には、当時の課長は残置森林だからということの認識はあったわけです。

で、かなり間伐をしたわけです。そしたら、今度は「風が吹くようになったね」ということで、「枝が飛んでくるから」ということで、何回かの施業の中で、最終的に伐採をしたわけでごさいますで、一遍にもう残置森林という認識がない下に全部伐採したということでは決してございませんで、最後の最後のところで、担当課長も数名変わっていく中で、県との協議を失念したということでごさいます。

○議長(荒牧 泰範) 浦野議員、再質問ごさいますか。

○議員(浦野 雅幸) はい。

○議長(荒牧 泰範) はい、どうぞ。

○議員(浦野 雅幸) 地元の要望もあったかなということにはなるのでしょうかけれども、そうですね、残置森林という認識をしっかりとっておれば、ここまでのやっぱり金額を使う必要はなかったというふうには私は考えております。

実際には、無駄使いではないのかもしれませんが、無理・無駄・ムラを省いて作業の効率化に当たって、今後このようなことがないように是非取り組んで頂きたいなというふうに思います。

○議長(荒牧 泰範) 質問ですか。

○議員(浦野 雅幸) いえ、要望ごさいます。

○議長(荒牧 泰範) では、2問目終結でよろしいですか。

○議員(浦野 雅幸) はい。

○議長(荒牧 泰範) はい、では、3問目に移ってください。

○議員(浦野 雅幸) はい、続きまして3問目は、北地区産業団地の未操業企業についてごさいます。

北地区産業団地に関して、昨年3月より篠栗珈琲焙煎所が操業を開始し、4月には東洋冷蔵、9月にはやまやコミュニケーションが操業を開始しています。11月には創業祭と称し、盛大にイベントも行われました。

しかし、進出企業6社のところ、現在3社のみの操業で、残る3社については操業開始の時期やそれに至るまでのタイムスケジュールさえも不透明なままです。企業立地に関する協定書によれば、区画引渡し後2年以内の操業開始となっているはずですが、2年経過した現在でも、操業予定はおろか、実際に進出するのか

もはっきりしない様子でございます。

そこで、以下の4点をお尋ねします。

1点目、様々な理由や要因、状況の変化はあることと理解するところですが、未操業企業の現状及び今後のスケジュールに関し、今1度報告を頂きたい。

2点目に、当初の計画では、どのくらいの町の税収増や雇用の増加を見込んでいたのでしょうか。また、創業3社での税収増や雇用増の見込みはどのようになっているのでしょうか。

3点目に、計画どおりに進んでいないこと。操業が遅れるほど税収等が計画からの乖離が大きくなることについてどのように考えておられるのか、町長の見解を伺います。

4点目、未進出企業の中で撤退の可能性があるのであれば、早急に企業誘致を進める必要があると考えます。1日も早い操業開始に向けたプロセスを示して頂きたいと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長(荒牧 泰範) 三浦町長。

○町長(三浦 正) はい。本件につきましては、別の議員の方からも同様の趣旨の御質問を頂いておりますが、御質問のあった4点については、まず、まちづくり課長から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長(荒牧 泰範) 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長(大内田 幸介) 「北地区産業団地に未操業企業について」の御質問にお答えいたします。

団地造成や土地販売を開始していた当初は、2022年4月に一斉にオープンとのイメージで進められておりましたが、その後のコロナ等の影響により先が見通せない状況となり、各企業の操業足並みが揃えられなくなりました。

未操業の今後につきましては、令和5年第4回定例会一般質問での答弁と同じく、現在、建設計画に至っているのは1社、他の2社においては建設計画に至っておりません。

詳細につきましては、令和6年1月29日の合同委員会報告や今後の委員会報告となります。

次の、当初計画での見込みでございますが、全進出企業が、同時に操業した翌年度の見込みとしては、全体で約2億円、雇用は250人見込まれていました。

しかしながら、各企業の建築や資材、償却資産整備により固定資産税は大きく変わりますし、雇用の状況も変動いたします。

個別の内容においては、この場での回答は控えさせていただきます。

次に、計画からの乖離が大きくなることについてでございますが、確かに、当初計画どおりであれば、計画以上のものを得たかもしれませんが、誰もが予測できないコロナ禍や物流の滞り、物価高騰となったことにより、又その後の社会状況もあり、現在と当初の計画は比較できないものではないかと思えます。

最後の全企業の操業開始に向けたプロセスについてですが、先に述べたことの繋がりになりますが、新型コロナウイルスが5類へと移行されましたが、物価高や人件費増など、新たな社会情勢も出てきております。

なかなか先を見通すことが難しい社会情勢がございますが、各企業と協議しながら、議員も言われるように、1日も早い全企業操業開始、団地全体の完成に向け出来る事、可能な事を随時進めてまいります。

○議長(荒牧 泰範) 大内田まちづくり課長、いま答弁の中で、今後の委員会報告となりますという表現がありました。議員が一般質問で問われておりますので、現在、分かりうる限り答弁下さい。且つ、その後、この場での回答を控えるということですが、控える理由も述べていただかないと納得いただけないと思えます。

よろしく願いいたします。

どうぞ。

○まちづくり課長(大内田 幸介) 控える理由といたしましては、各企業の個別の経過途中のものがございますので、そういった理由でお答えできませんし、個人情報的なことで個別での税額などは、この場では公開できません。

また、後ほどの委員会というのは予算にも絡んでいるところもございますので、詳細はそちらでご説明させていただきます。

○議長(荒牧 泰範) 今の答弁でよろしいですか。

では再質問があれば、どうぞ。

はい、浦野議員。

○議員(浦野 雅幸) はい、ありがとうございます。

町民の方からですね、よく聞かれるんですよね、「産業団地まだできてないところあるけどどうなっているんですか。」私としては答えようがないことなんですよね。

そういう意味も含めてですね、なかなか、その各・・・。

○議長(荒牧 泰範) 浦野議員、申し訳ございません。

マイクの性能が余り良くないんで、もう少し大きな声でお願いします。

○議員（浦野 雅幸） 失礼しました。

各会社の事情も分かるんですけども、町として、例えば、この時期までにちゃんとした意思表示をして欲しいなりのタイムスケジュールに沿って、いつまでに結論が出なければ、また別の方法を探すとかいうようなことも必要ではないかと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、浦野議員がおっしゃったとおりのことは、私どもも内々に対応しているところでございます。

企業によって私どもにはタイムスケジュールを頂いておりますが、まずは、まだこれについては公表しないで欲しいと言われていたり、あるいは逆に私どものほうから、いついつまでにしっかり返答がないと、もう次の対応に行きますよ、ということをお話を通してお話しするというようなことも、前回委員会等でも説明したとおりでございまして、私どもも現在、精一杯、購入された企業に対して、どういうふうな方向性を持ってらっしゃるか詰めているところでございますので、今しばらく、公表については、お待ち頂ければありがたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、浦野議員どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） いましばらく、いつぐらいでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今しばらくでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、浦野議員どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） そうしましたら、最後に一言申し上げたいと思っておりますけれども、令和6年度のスタートに当たって、町長は「町民の福祉増進に向けた施策の実現、そのための財源確保が私の使命である」というふうにおっしゃっていたと思っております。

このことから考えるとですね、北地区産業団地の全企業の操業開始というのは、1日でも早く解決すべき問題であろうというふうには思います。

状況の変化とか、計画からの乖離というようなものが発生しているのかもしれませんが、都度、計画の変更、その説明の責任、必要があると思っております。

それが「ど真剣に取り組む」ということではないかというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 当然、今しばらくと申し上げたのは、私の任期はあと半年でございますので、その間の中で然るべき具体的な方向性は示したいと思っておりますので、そういうご理解をお願いいたします。

○議長(荒牧 泰範) あと今の、町長、浦野議員の御意見の中には、逐一報告を求めたいということがございましたが、その件について。

○町長(三浦 正) 全てを逐次報告するわけにはいかない事情もございますので、当社のそれぞれの事業者と協議の上、ここまでは公表していいということについては、逐次公表してまいりたいと思っております。

○議長(荒牧 泰範) よろしいですか。

○議員(浦野 雅幸) はい。

○議長(荒牧 泰範) はい。

○議員(浦野 雅幸) 以上で終わります。

○議長(荒牧 泰範) 質問順位2番、吉本文枝議員。

どうぞ。

○議員(吉本 文枝) おはようございます。

議席番号3番、公明党、吉本文枝でございます。

通告に従い一般質問させていただきます。

昨今、子供や子育てを取り巻く問題は複雑化し、社会全体で支える取り組みが欠かせません。

そこで2023年12月、全ての子供や若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のために「こども大綱」が閣議決定されました。

子供社会は大人社会の縮図と言われております。子供が安心安全に暮らせるまちは大人も安心して暮らせるまちであるとの思いから、今回は学童期、思春期の重要課題とされる、いじめ防止と不登校の子供支援について質問します。

いじめは、いじめをされた子供の教育を受ける権利という大切な人権をひどく傷つけ、心身の成長にも悪い影響を与えます。時には命の危険に発展する場合があります。

2011年いじめが原因で中学生が自殺しました。二度とこのようなことが起きないようにと、2013年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

この法律は、子供たちの尊厳を守るために、いじめ防止対策の基本的な考え方を示し、その防止のために、国や町が責任を負っていること又その方針や内容が決められたものです。

学校関係者、地域の大人たちがいじめ防止のために力を合わせることで、いじめに関わる全ての子供の不登校や犯罪も未然に防ぐことができると考えます。

そこで、いじめ防止対策について2点お伺いします。

1点目、「こどもまんなか発想からの対策について」学校では、人権学習や心理テストなどが実施されていますが、その効果はどのような形で出ていると思われませんか。また、子供たちの意見を取り入れ、子供が主体となっていじめ防止の取り組みに発展させることは、共育の実践にも繋がると考えます。

見解をお伺いします。

2点目、「地域ぐるみの学びについて」いじめはどの子にもどの学校にも起こりうるものです。

そして、いじめが起こると、その周りにはいるみんながつらい思いをします。いじめをする子供も何かしらストレスを抱えているかもしれません。そこで、児童生徒、保護者、学校関係者、地域が「いじめ防止対策推進法」や「こどもの権利条約」など、しっかり学ぶ研修会などが必要と考えます。

ここで言う地域とは、校区づくりの会や児童館、学童クラブ、各スポーツチーム、こども食堂やフリースクール、民生委員・児童委員など、日頃より子供たちを温かく見守ってくださっている方々が考えられます。

いじめ防止の大切さを理解して、関わっていただくことで、いじめの防止につながり、子供たちの安心の居場所も増えると考えます。

見解をお伺いします

○議長(荒牧 泰範) 答弁要請者は、町長になっていますが、教育長から。

はい、教育長、どうぞ。

○教育長(今長谷 寛) 皆さんおはようございます。

「いじめ防止対策について」の御質問についてお答えします。

いじめは、学校の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの人間関係にあるものから、冷やかし、からかい、仲間外れなどの心理的な影響や、叩かれる、金品を盗まれるなどの物理的な影響を与える行為によって、心身の苦痛を感じているものであります。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、

いじめられた児童生徒の立場に立つとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察・確認する必要があります。

いじめの発見は、教師の発見だけでなく、毎月の生活アンケートや保護者へのアンケートを実施することにより、早期発見につなげています。

また、ハイパーQ U（学級満足度調査）を、本年度から、ウェブで行うことにより、児童生徒の状況を短期間で認知することができるようになり、いじめの兆候把握や早期対応を可能にしております。

更に、年間を通じて、いじめに対する児童生徒の認識や理解を深めるための人権学習や、特別の教科道徳を履修させることにより、子供たちに「いじめをしない」「させない」という心情を育てています。このように、人権学習や心理テストなどの実施がいじめ防止に効果が出ております。

共育とは、子供同士、子供と教師、保護者、地域住民が繋がり、共に育っていく教育です。人と人との好ましい共同関係が構築されることを目指しています。

従って、共育を推進することがいじめをなくすことになると考えております。

篠栗町教育委員会は、いじめ防止のためにも、共育を推進してまいります。

2つ目の「地域ぐるみの学びについて」の御質問にお答えします。

先ほど御説明しましたとおり、学校では、年間を通じて、いじめに対する児童生徒の認識や理解を深めるための人権学習や、特別の教科道徳を行っております。

地域としましては、現在、青少年健全育成推進協議会において、地域、学校、家庭が共同して、青少年の豊かな心を育むことを目標に、各校区づくりの会などの、地域の方々と共に、青少年の健全育成のための活動や研修を行っております。

また、篠栗町人権教育推進協議会において、社会を明るくする運動、社会を明るくするまちづくり講演会、人権問題講演会などの活動を通して、町PTA連絡協議会、民生委員・児童委員協議会などの地域の方々と共に、人権尊重（人を大切にすること）について、町民の皆様への啓発を行っております。

今後は、「いじめ防止対策推進法」や「こどもの権利条約」などに係る研修にもなるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 吉本議員、再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（吉本 文枝） いじめ防止につながっているというご答弁でしたけれども、いじめをされたというご相談も受けたことがあります。それで、いじめている子供

の将来を考えたら、やっぱり、そのきちっとした対処が必要だと思います。それがストレスを抱えすぎて自分で問題を解決できないで人に当たっているのか、また家庭の問題なのか、様々あると思いますけれども、学校の中だけじゃなくて、学校外からでも対応というか対処できるのでしょうか、してあるのでしょうか。

○議長(荒牧 泰範) 今長谷教育長。

○教育長(今長谷 寛) ただいま御質問いただきましたように、このいじめの問題に関しましては、決して学校だけの問題でもなく、学校だけで解決できる問題ではないということは認識しております。従いまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そして児童相談所、役場の中においても学校教育課、そしてこども育成課等も含めまして、総合的に見守り、そして、それぞれの課題を、家庭であれば家庭に関わるスクールソーシャルワーカー、その他関係機関と十分協議しながら、しっかり寄り添いながら見守っていつている状況でございます。

○議長(荒牧 泰範) 再御質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員(吉本 文枝) 地域の方々の学びの場、研修とか、それから今まで取り組んでいることとかあると思うんですけども。

○議長(荒牧 泰範) 吉本議員すいません、マイクの性能が悪いので、もう少し近づいて大きな声でお願いします。

○議員(吉本 文枝) はい、私、学童支援員をしておりましたが、それを辞めて、子供子育て講座で、初めて「こどもの人権の条約」をきちんと勉強させていただきました。

なので、やっぱり、現役というか仕事をしている時に、これを知っていたらもう少し子供たちへの対応が変わっていたのではないかなと思っておりますし、また大切なお子様を預かっておりますので、たくさん問題が出てきますし、その対応一つ一つにもしっかりちゃんとした考え方を持っていないといけないなということを、日頃先生方とも話している状況ですので、しっかり町としての研修の場があれば、自信を持って子供たちと関われるのではないかなと思っていますが、独自に何か町で先生方を集めて研修とかできないのでしょうか。

○議長(荒牧 泰範) はい、今長谷教育長。

○教育長(今長谷 寛) ありがとうございます。

研修の場というものにつきましてはですね、まず教職員に関しましては、この件については、学校内における教職員研修の中で、十分研修はさせております。

問題は、地域に関しましては、先ほど答弁で申しましたように、これに特化したものの研修という場面は、今までには行っておりませんが、これに関する、関連する人を大事にする研修、いじめ防止に直接関係しなくても、人権を大事にするという関係ではやっております。

しかしながら、今、議員が言われますように「いじめ防止対策推進法」や「こどもの権利条約」につきまして、これに触れる機会というのも大事だと思いますので、今後の研修の中に、そのことについて触れる機会というものを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(荒牧 泰範) 再質問ございますか。

はい、では次の質問にいただきます。

○議員(吉本 文枝) 次に移ります。

令和5年度末の不登校児童生徒は163名と伺いました。その子や周りの方々がどんな気持ちでいらっしゃるかと考えると、胸が痛みます。

そこで、不登校の子供の支援について3点お伺いします。

1点目、「多様な学びの場の提供について」、不登校の理由は様々で、丁寧な実態把握と分析が重要ですが、児童生徒が安心して学べる環境の構築に向けて、当事者の思いに寄り添った対応はどのように進んでいますか。また、どうしたら、学校が安心して学べる場になると思われませんか。

見解をお伺いします。

2点目、「保護者への寄り添う支援について」、保護者を支える体制の充実も必要です。不登校との戦いは長く孤独だからです。安心して悩みを共有し、励まし合える場所にはなかなか出会えないのが現実です。我が子の不登校に悩む保護者、特にお母さんたちへ寄り添う支援が必要と考えます。又、カウンセリングを受けられないほど自分を責め、悩み、苦しんでいるお母さんに希望を与えられる取り組みも必要と考えます。

見解をお伺いします。

3点目、「農業活動を通じた児童生徒の居場所づくりについて」、農業を通じて、自己肯定感を失っていた子供たちがそれぞれの個性を発揮し、生き生きと活動しているとお話をお伺いしました。不登校の児童生徒の居場所づくりとして、農業活動を通じた取り組みはできないでしょうか。

見解をお伺い致します。

○議長(荒牧 泰範) 今長谷教育長。

○教育長(今長谷 寛) 「多様な学びの場の提供について」、の御質問にお答えします。

まず、多様な学びの場として、オンラインでの授業参加を促し、学級の教室とは別に校内不登校の子供の思いやペースに応じて学習ができる場(校内適応教室)を確保し、学習を進めております。また、役場横にあります教育支援センターでは、学習支援や体験活動などを通じて、学校復帰につながる支援を行っております。更に、本年度から、不登校児童生徒に家庭以外の居場所を紹介し、少しでも社会との接点をつくる訪問活動事業を行うようにしております。この事業は、不登校児童生徒の受入れに賛同していただける地域の事業所を、不登校児童生徒に紹介し、少しでも関心を持てるところがあれば通ってみることを促す取り組みです。このように、当事者の思いに寄り添った対応を進めております。

更に、共育の理念を踏まえた学びの共同学習を行うことで「誰1人取り残さない学習」「全ての子供たちの学びを保障する、即ち、「分からない、困っている子」を中心とした事業を行うことです。このことは、学級の全ての児童生徒が主人公になり、教室が安心して学べる場となります。共育、学びの共同学習を推進することこそ、学校が安心して学べる場になると考えております。

2つ目の「保護者への寄り添う支援について」お答えします。

保護者と学校との面談の中で、子供たちの様子や保護者の困りを把握するとともに御相談の内容に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そして、生徒指導指導主事などの関係者につないでいます。それにより、それぞれの関係機関の視点から、子供や保護者への支援を協議し対応を行っております。

なお、今後につきましては、先ほど御説明しました訪問活動事業を担当しております教育支援センターに、不登校児童生徒保護者相談事業や、保護者同士の語らいの場などの取り組みを検討させたいと考えております。

3つ目の「農業活動を通じた児童生徒の居場所づくりについて」お答えします。

現在、農業活動に通じた訪問先はございませんが、先ほど申し上げました訪問活動事業の取り組みを進めていく中で、農業への訪問事業も検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) 再質問ございますか。

○議員(吉本 文枝) 農業への訪問事業というのは具体的にどんなことでしょうか。

○議長(荒牧 泰範) 今長谷教育長。

○教育長(今長谷 寛) 本年度から始めようとしております訪問活動事業、これについては先ほど説明をいたしました、家に引きこもりと申しますか、なかなか家だけの生活をしている子供たちに、少しでも興味関心のあるようなものがあれば、是非そこに行って、一緒に大人と、又は周りの人たちと関わることで、それぞれの考え、気持ちが変わるんじゃないかなと。

将来のことも考える、そういうことにつながるのではないかと申すことで行っております。

現在15カ所ほどの事業所をお願いしまして、各学校において、現在不登校気味の、又は不登校になっている子供たちに、その紹介をし始めたところでございます。

従いまして、これについて子供たちの興味関心がどこまでつながるか分かりませんが、少しでもこれに関心を持ち「行ってみよう」「訪問してみよう」という状況が生まれてくれば、次に、農業従事されている方にもお声掛けをし「こういう子供たちを受入れていただけませんか」という形です、話を勧め、可能であれば、その訪問事業の候補の中の一つに農業活動というのを入れてまいりたいというふうを考えております。

○議長(荒牧 泰範) 再質問ございますか。

はい、吉本委員、どうぞ。

○議員(吉本 文枝) 元に戻りますけれども、つなげていきたい、今現在、学校にもどこにもつながっていないお子さんというのは、何名というか、どのくらいいらっしゃいますか。

○議長(荒牧 泰範) 教育長。

○教育長(今長谷 寛) 正確な数字はあれですが、学校教育課長のほうが確認しておりますので、分かる範囲で答えさせたいと思います。

○議長(荒牧 泰範) 正確な数字でしょうか。

もしなんなれば後日でも、数字がひとり歩きしますので。

お答えできますか。

はい、吉村学校教育課長。

○学校教育課長(吉村 秀昭) 令和5年度、計の報告件数を紹介させていただきます。

勢門小学校が109件、申し訳ありません、今のは、いじめの報告でした。

不登校の件数にしましては、勢門小学校40件、篠栗小学校26件、分校2

件、北勢門小学校 13 件、計 81 件。

篠栗中学校 65 件、篠栗北中学校 17 件、計 82 件。

総計 163 件の報告があがっております。

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) 今の質問の答えになってますか。

どうぞ、今長谷教育長。

○教育長(今長谷 寛) 統計上は今説明しましたように、30 日以上欠席がある児童生徒の状況の報告を、今、学校教育課長からさせました。

実際に全く学校に来てないという数字は現在ここに持ち合わせていませんので、後ほど確認してご報告をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長(荒牧 泰範) 後ほどということですが、よろしいですか。

では、再質問ございますか。どうぞ。

○議員(吉本 文枝) つながっている子はいらっしゃるということでしょうか。

あ、違う、違う。つながっていない子がいらっしゃるとしたら、学習はどのように、オンラインでつながっている子はいいですけど、オンラインでもつながれない子とかは、いらっしゃるのでしょうか。

○議長(荒牧 泰範) 今長谷教育長。

○教育長(今長谷 寛) 先ほど、ちょっと確認してきませんと分かりませんが、最終的な数字についてはですね。

各学校で、いろいろ工夫をしているところでございます。オンラインというのは一例でございまして、あとは各学級で作っている学習プリントをお持ちしたり持って行ったり配布したりというひとつの方法や、あとは電話連絡等のことでつながるようにしているということの方法や、あとは電話で電話連絡等のことでつながるようにしていることとありますが、児童生徒によってはなかなかそれも難しいというですね、子供たちがおりますので、極力いろんな手を使ってというふうな形で答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(荒牧 泰範) 再質問ございますか。

はい、吉本議員。

○議員(吉本 文枝) 学校に行けていない子供たちの学習じゃなくて、今度は、健診は受けられているのでしょうか。

○議長(荒牧 泰範) 教育長。

○教育長（今長谷 寛） これに関しましてもですね、各家庭に、健診のできる分、具体的に言うと検尿とかですね、提出してもらえればできるという内容については、しているわけですが、これもなかなかその子供によっては提出しないという子もいますので、全部とはいいませんけれども、そういう提出可能な家庭でも検診できるような項目についてはできている、それから全く学校に来てないということは別ですが、時々学校に来れるという子供については、登校したときに健診をすると、又は町内の内科医、医者にですね通院していただいて健診を受けてもらう、そういう形で手は打ってはおりますけれども、その中でもなかなかできないという子は確かにおりますので、これについてはもう極力機会を捉えてというふうに努力をしているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 保護者の寄り添いなんですけれども、目黒区の不登校ガイドブックというのが出てまして、それを読むと、本当に暗いトンネルから出れるときが来るんだっていうことを思わせてもらえるような内容だったんですね、町独自でそのようなものを考えて頂くことはできないでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） これについては、先ほど答弁しましたように教育支援センター、今まで教育センターはどちらかというと支援センターに通ってくる子を中心の内容でございましたけれども、本年度から支援センターは逆に、各学校、各家庭に訪問をして、そして子供たち、そして保護者の立場に立って、寄り添えるそういう支援センターにという形で考えを進めております。

その中の一つとして、保護者への相談事業というのを一つ考えておりますので、保護者の皆様にも広報し、そして極力希望があれば支援センターのほうでの相談を受けていただくと、併せて不登校の子どもを抱えている保護者同士が結びつくということが非常に心強いというふうに考えております。

そういう意味で、多くの機会はできないかもしれませんが、定期的又は希望がそろうときに保護者の皆様に集まっていただいて、それには支援センターの職員も入れてですね、先ほど言われていますように、いろんな事例等も、他市町ですね、いろんな事例も含めて紹介をしながら、保護者の心に沿うといいますか、「支援する」と、「サポートする」と、そういう活動へ結び付けたいというふうに思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 吉本議員。

今先進地事例を取り出して再質問されましたが、そういうのを把握してらっしゃるなら最初の質問から入れていただくと、答弁者も答弁しやすいと思いますので、そのようにお願いいたします。

では、すいません、概ねというか、1時間を超えましたので、休憩に入り、11時15分再開したいと思います。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（荒牧 泰範） 予告時間前ですが、おそろいですので再開いたします。

まず、先ほどの吉本議員の質問に対する答弁を教育長に求めます。

今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） それでは先ほど、御質問がありました、学校とつながっていない、社会とつながっていないような子供が何人いるか、という御質問がございました。

今調べましたところ、全く学校とつながっていない又は社会とつながっていないという子供はゼロということで、全くいない、ということでございます。なお、その中には、医者の方から、学校ではなく医者又は保護者とのつながりとか又学校と子供ではなく、保護者と学校というような、ある程度限定されている子供もいますけれども、全くつながっていない子はゼロということで御報告をいたします。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） よろしいでしょうか。

では、次に参ります。

質問順位3番、門馬良議員。

はい、どうぞ。

○議員（門馬 良） 議席番号4番、門馬良でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

今日も、蒸し暑い朝を迎えました。先月、気象庁が発表いたしました3カ月予報によりますと、今年もとても暑い夏になるそうです。現実には地球温暖化による気候変動は、毎年早まっているように感じ、私たちの暮らしは様々なリスクに脅かされている中、町長におかれましては、3年ほど前に、篠栗の豊かな生活を守るため、

2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ篠栗」を宣言し、町民や事業者と共に実行することを表明されました。

また、今年の第1回定例会での施政方針におかれましても、カーボンニュートラルで町民がしっかりと絆を深められるような道筋をつけるために、全力で推進することを約束してくださり、その決意に私も強く共感したところでございます。

今年の初めに、議員たちの研修旅行で訪れました太陽光発電と水力発電の取り組みで、町民と一体となってエネルギーの地産地消を目指す鹿児島県の日置市で、私はその取り組みに強く感銘を受けたと同時に、強く危機感を覚えました。

「地球は既に限界を超えている」の言葉に大きな懸念を抱きまして、地球温暖化対策実行計画における策定協議会委員を、今、させていただきまして町の諸先輩方とともに、循環型社会の構築とゼロカーボンを話し合い、改定会議に参加させていただき、いかにして町民に納得と協力を頂きながら、2050年目標に向かっていくのか意見を交わしているところでございます。

そこで町長に質問です。

予想を上回る速さの気候変動で、ゼロカーボンの取り組みが急がされ、前倒しを求められる中、篠栗町での循環型社会の構築と、ゼロカーボン実現につきまして、今ある町長のお考えをぜひ教えていただきたいと思っております。

この自然あふれる篠栗町にふさわしいカーボンニュートラルの取り組みとは一体何なのか。

ぜひ、教えてください。

○議長（荒牧 泰範） 今、質問中、視察旅行という表現をなさいましたが、誤解を招く恐れがあるので、視察研修に置き換えさせていただきます。

はい、三浦町長どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまは、門馬議員から、「カーボンニュートラル実現に向け町の取り組みと住民との関わりについて」の御質問を頂きました。

令和3年9月8日にゼロカーボンシティ表明をした篠栗町におきましては、カーボンニュートラルに向けた取り組みは大変重要な課題と捉えているところでございます。

令和5年度から都市整備課内にゼロカーボンシティ準備室を設置し、カーボンニュートラルに向けた長期的な取り組みを行っているところでございます。

まず、御質問の趣旨に沿った答弁を都市整備課長からいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） 堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 門馬議員の御質問につきまして、まず、「循環型社会の形成」につきまして、本町では、段ボールや空き缶などのストックヤードなどでの有価物回収及びPTAや少年スポーツ団等が定期的に資源集団回収を実施しております。

この二つの事業は、回収だけではなく、リサイクルへの貢献に対しまして、町が行政区や実施団体に奨励金を交付しております。

この奨励金は団体の活動資金に充てられ、更なる地域活性化につながるものと考えております。

議員の御質問でございます「住民との関わり」につきまして、このような事業は、住民参加型として浸透しており、同時にリサイクルに対する意識も高まっていると考えます。

今後、これらの事業に対し、回収品目を増やすなどの工夫を行い、事業内容の拡充を図りたいと考えております。また、資源集団回収は実施する団体の多くにおいて、小学生をはじめとする子供たちが、保護者と一緒に参加しており、将来に向けての脱炭素社会への、さらなる意識向上につながるものと考えます。

しかしながら、これらのリサイクル事業をはじめとする、省エネルギー事業のみでは、2050年のカーボンニュートラルは達成できません。

これからは、エネルギーをつくる創エネルギー事業についても、取り組まなければなりません。

本町の自然豊かな特性を最大限に生かし、且つ環境保護をしながら、再生可能エネルギーである太陽光やバイオマス発電を進めていきます。又、バイオマス発電につきましては、木質バイオマスにこだわらない、開発された新技術なども積極的に取り入れ、町内の電力需要が電力会社に依存しないものにしたいと考えております。

これらのカーボンニュートラルに対する本町の取り組みを通じて、レジリエンスの強化や、町内経済の好循環等の地域循環共生圏の確立を目指し、脱炭素政策を進めていきたいと考えております。

○議長（荒牧 泰範） 門馬議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（門馬 良） ありがとうございます。

町の取り組み、資源回収の取り組み、素晴らしいと思います。

そしてですね、町の7割が自然にあふれたこの篠栗町にふさわしい生物資源を使うそのバイオマスの取り組みを考えていらっしゃるというところ、大いに、私自身としましても期待したいところであります。

ただ、その実現にはですね、大変大がかりな準備が必要だと思います。

そして、きれいな自然を何より守りながら、それを実現するという事は、大変なことだと思います。

まず、今1番町に大切なのは、町民と町が一体になることじゃないかと私は思います。

町民の理解がなければ、バイオマスも、太陽光発電も進めることはできないのではないかと思います。

まずは、カーボンニュートラルの知識を町の皆さんに高めていただき、そして、町と町民が協力し合って心一つになれる、そんな取り組み、そこからまずスタートするべきではないでしょうか。

それが今、広がりつつあります。

それはBDF（バイオディーゼル燃料）とSAF（持続可能な航空燃料）、この精製の取り組みであります。

先月のニュースですが、福岡市が一般家庭の廃食用油、いわゆる天ぷら油をですね、イオングループと協力し合い、回収に乗り出しました。

循環型社会とCO2削減のため、油を再生する取り組みを始めました。

廃食用油の再利用ではですね、実は、福岡県60ある市町村のうち、22の自治体で、もう今既に何らかの取り組みをされてます。それは塗料、飼料、家庭用の石鹸などに生まれ変わってきているんですが、今最も注目されているのが、その天ぷら油です。いわゆる天ぷら油でCO2排出をしっかりと抑えながら、精製をして、トラックを動かし、飛行機を飛ばすことであります。

それを福岡市も始めたわけであります。

もっと言えば、神奈川県横浜市は、今、町の皆さんに油の容器を配って、もう油を集め始めました。熊本県は、くまもんを使ってホームページで大々的に油を下さいと言っております。

これを知ったとき私は感動すらしまして、まだ一般的な軽油よりは、お値段が高いんですが、バイオディーゼル燃料を自分の車に入れて、今走らせております。少なからず、世のために貢献できている、その喜びにあふれております。

篠栗町は、大型の輸送トラックも毎日行き来しております。この広がりつつある

取り組みについて町として動いてほしい、その辺、どうお考えなのかお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） 門馬議員、何度も申し上げますが、前もって調べた分があったら、当初の質問から入れてください。でないと、答弁の質が出てまいります。

○議員（門馬 良） そうなんです、やはり理解をしていただかないと話が進まない、今お話をしています。別に私は自分が調べたことを伝えてるわけではありません。

現実を言っておりますので。すいません。

○議長（荒牧 泰範） そうでなくて、調べた分があるなら、当初の質問に入れてください。

もともと、調べてらっしゃったんでしょう。

○議員（門馬 良） はい、分かりました。気を付けます。

○議長（荒牧 泰範） 町長の意見を問うという最初の質問からは離れていますが、御答弁頂けますか。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま、天ぷら油等の利用による、BDF（バイオディーゼル燃料）のことをお話し頂きました。

実際、私も以前御紹介頂きまして、新宮町の運送会社の社長さんともお話をさせていただいたところがございます。その際には、私どもの町でもこの取り組みは有効でありますね、ということでお話をしたところがございます。

こういう取り組みもあることではございますが、私どもは、環境省の補助を頂いてゾーニングをし、ロードマップを作成し、私どもカーボンニュートラルの推進室において、一つ一つクリアにしていきながら、このカーボンニュートラル実現のための努力をしているところでございます。まずは、私どもは2030年に、2017年パリ協定で行われましたマイナス46%というこの目標をですね、2013年度からの温室効果ガス46%削減ということを目指さなければいけない。いろんな国が環境省を含めた、内閣も含めた全体でいろんな取り組みを成長戦略としてやっておりますが、その中の一つとして、政府地方公共団体が率先して取り組んで、庁舎などに太陽光発電を最大限導入し、新築のZEB化などを進めていくことによって、その46%削減のための努力をしていきたいと思いますという項目があるわけですが、まずそれをしっかりと町として取り組んでいきたい。民間も含めたところでの、天ぷら油の利用等々についてはまた、私どもも関係商工会等々と関係

機関と協議していきながら、進めてまいりたいと思っております。そういうことです。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

門馬議員。

○議員（門馬 良） ありがとうございます。

バイオマスも、太陽光発電も、ひいては水力発電もそうでございますが、鹿児島の日置市に行ったときにも、町を挙げてですね、それをやっても、町の方々が、大々的にそれを認識してくださって協力してくださっているのが3割ぐらい程度だというお話を聞いて帰ってまいりました。

やっぱり何よりもですね、町長、1番大事なことは、まず今あるもの、今できること、そして何より町の皆さんの身近にあることで、カーボンニュートラルの取り組みというのを始めていって、そこからですね、町が太陽光、バイオマス、これを町民の皆さんに訴えたときに、始めたいと思いますと言ったときに、皆さんが理解してもらえる、そういう、やっぱりものには順序というものが必要なのかなと、私は強く感じるわけでございます。

お隣の新宮町に関しましては、人口もやはり3万人ぐらい、ということで、篠栗町に近いところはあるわけですが、もう何と18年前から、資源回収の日に、一般家庭から食用油が集まります。

昨年、令和5年は、2,400リットルの一般家庭の油が、バイオディーゼル燃料に変わったと聞きました。

お隣新宮町で18年前からです。

でも、実はこの取り組みというのは、今、今しなければいけない取り組みだと僕は思うわけです。

先日、以前、篠栗町で、この廃食用油の回収をしていたということを聞きました。

それは本当でしょうか。

お答え頂けるとうれしいです、よろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） 門馬議員、再質問の体になっておりませんが。

お答え頂けますか。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、廃食用油につきましては、町でも、以前回収は行っておりました。しかしながら、情報発信が不足していたかもしれませんが、特定の方のみが持参をしていらっしやいまして、回収量につきましては、ごく僅かで

ございました。このため、町の施設内で保存することについても、ちょっと問題があるのではないかということもありまして、又、回収業者さんも、年に1回来るか来ないかというような状態だったように記憶しております。このため、数年前に確かに終了したと思います。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、確認しますが、最初の質問の再質問について質問してください。

○議員（門馬 良） これは、カーボンニュートラルの取り組みに関して、質問をさせていただいてるんですが、やはり一つの提案もあるかもしれませんが、できればですね、熱い思いがありますので、その辺をちょっと質問させてください。

○議長（荒牧 泰範） 事前通告制ですから、許可いたしません。

○議員（門馬 良） 今、とにかく・・・。

○議長（荒牧 泰範） 自席にお戻りください。

○議員（門馬 良） 課長の質問に答えちゃ駄目ですか。

○議長（荒牧 泰範） もともとが再質問の体になっておりません。

質問通告外です。答えていただいただけありがたいと思っております。

○議員（門馬 良） ありがとうございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長、何か申すことがあれば。

○町長（三浦 正） まあ、おかけください。

最初の通告の中身の中で、いろいろ私どもも、答弁したいところがあるわけがございます。いろいろ町として取り組むことについて、レジリエンス強化のための太陽光発電、これは公共施設のオンサイト PPA をやっていきますということは、もう既に表明しておりまして、これについての予算立てもしております。

先ほど、バイオマス発電というものについての言及がございましたが、これについては、町がしていくわけではございませんで、これは数十億単位の事業となるわけがございますので、これについては、民間事業者がやっていくための橋渡しを町がしていくということで民間業者がやるにしても、環境省の補助は半分程度はもらえるような状況でございますので、それに手を挙げるような企業が出てきそうな気配でございますので、それについてバイオマス発電についてはそういう取り組みを進めたいというふうに思っているところでございます。

それと、今、新宮町での取り組みということがございましたけど、これは自治体が取り組んでいるということではございませんで、新宮町にある企業が自分のとこ

ろの企業の考え方として、まず廃油を集めて、天ぷら油を集めて、それを次の燃料化していくという事業が長年続いているということでございますので、その辺は、ほかの議員の皆様方も、誤解のないようにしていただきたいと思ひまして、新宮町が18年前から自治体として、ずっとその事業を進めてきたということではないし、今後、いろいろな事業体、自治体においても、こういう民間事業が進めてきたものに乗っかって、天ぷら油を集めて、そこの事業所でエネルギーに変えていこうというようなことは、今後、私どもも含めて進んでいくのではなからうかと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議員（門馬 良） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、質問順位4番、崎山佐穂議員。  
どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂です。

通告に従ひ質問させていただきます。

5歳児健診の実施に向けた取り組み状況について質問いたします。

母子健康法により、市町村において1歳6か月健診及び3歳児健診、3歳児に対する健診の実施が義務づけられています。また、篠栗町では、それ以外にも、4か月健診、10か月健診、2歳児歯科健診が実施されています。このように、3歳までは定期的に困り事や困り事相談ができ、町や関連機関につながりやすい状態です。しかし、それ以降は、就学前健診まで、最大3年7か月、期間が空いてしまいます。また、就学前健診に比べると5歳児健診は、入学、約1年前に行われるため、子供の発達や集団生活への適応力、家庭の置かれた状況など、余裕を持って就学前から把握し、支援を始めることができます。

子供の成長はあっという間で、なるべく早く実施することが急務と考えます。また、きめ細かい支援や、取りこぼしのない健診を行うということは、支援を要する子供の人数の増加も想定されます。それぞれに合わせた適切な支援先につなぐことや、受皿を整えることが同時進行で行われていくことが望まれます。

4つの質問に分けて、篠栗町の取り組みと進捗状況をお尋ねします。

まず、はじめに、5歳児健診はいつ頃から始められるという計画があるのでしょうか。又、その準備の進捗状況を教えてください。

2、開始までに支援を要する子の見過ごしや取りこぼしがないようにするため、町の施策はありますか。

3、支援が必要な子供を早期発見、早期療育開始するということは、その受皿が

必要です。

児童発達支援事業所等の療育施設や小・中学校の特別支援学級、通級など、今後増える見込みに対応できる対策はありますか。

4番目に、町の保健師や臨床心理士による個別相談は従来どおり必要ですが、保護者同士の支え合いがどの段階でも心の支えとなります。

私自身も聴覚障がい児を持つ母として、先輩保護者のおかげで多くの不安や、困難を乗り越えることができました。ペアレント・メンターや安心して集える場所の重要性は、町は認識しているのでしょうか。また、認識しているのであれば、保護者同士や関係団体とのアプローチなど、情報共有できるような取り組みなど、安心して子育てができる環境づくりをどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、崎山議員から、5歳児健診の実施に向けた取り組みについて4点御質問を頂きました。

まず、健康課長から質問項目に沿って答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 田中健康課長。

○健康課長（田中 久善） おはようございます。

健康課、田中でございます。

5歳児健診の実施に向けた取り組み状況について、崎山議員の御質問にお答えします。

まず、1つ目の「5歳児健診の進捗状況」についてお答えします。

5歳児健診については、コロナ禍前に取り組もうとしたものの中断され、今年度から再度、検討を開始しています。現在、県内でも3市町しか実施していない状況から、先駆的に実施している自治体からの情報収集をはじめ、小児科医や関係機関との協議を進めていく予定でございます。具体的な開始時期や実施方法は未定ですが、今年度内に問診項目や検診内容の検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、2つ目の御質問「開始までに支援を要する子の見過ごしや取りこぼしがないようにするため町の施策は」についてお答えします。

現在の施策としては、臨床心理士による発達相談の開設や保健師・臨床心理士・療育施設職員による町内保育所・幼稚園への巡回相談を実施し、支援を要する子供に対して、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関と連携を図っています。

3つ目の質問、「支援が必要な子供の受皿に関する対策」についてお答えします。

児童発達支援事業所や特別支援学級・通級などの受皿の整備については、健康課では、児童発達支援事業所で行う療育の対象ではないが、支援が必要な未就学児を対象とする療育通園事業を実施しており、現在は、待機児がいない状況で運営できています。

児童発達支援事業所については、福岡県が事業所指定の認可を行っています。

現在、支援を要する子供が増加傾向にあるため、町としては、福岡県と連携し、今後の支援体制の充実を図ってまいります。小中学校では、特別支援学級や通級の需要増加に対応するため、教室の分割や増築を検討しています。

4つ目の質問の、「保護者同士や関係団体との情報共有ができるような取り組みなどの安心して子育てができる環境づくり」についてお答えします。

町では、保護者同士の支え合いや情報共有の重要性を認識しています。

現在、親の会などの活動支援をはじめ、保護者への学びの場の提供などを検討しています。

ペアレント・トレーニングについては効果的な事業展開を図るために、支援者の養成やプログラムの内容の精査など、実施に向けて検討すべき事項が多くあります。そのため、先駆的な取り組みを行っている自治体の情報を収集し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 崎山議員、再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 先ほど、3番の答えに対して、健康課の管轄外というお話でした。

特別支援学級や通級の受皿の整備は管轄外という話だったんですけど、健康課と学校教育課と福祉課と、あとそれから、こども育成課と4課にまたがって支援していくお話になってくると思うんですよね。そういったところで、この4課にまたがった、こういった、そのお話し合いというか、連携というのは取れているのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、田中健康課長。

○健康課長（田中 久善） 今、御質問の内容は、こども家庭センターのお話をされているというところで、今、4課にまたがったところでの、去年、看板名は挙げま

したが、その精査に今、それぞれの課で協議を進めているところでございます。

まずは、以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山議員どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 保護者というか、町民からすると、どの状態がどの課に相談したらいいかというのが、結構分かりにくいので、4課にまたがっている、先ほど言われたこども家庭センター、すいません、私のはっきり、支援の、その4課にまたがったところでしっかりこう支えていただけたらと思います。

次の質問になるんですけど、4番目の保護者同士の支え合いとか情報共有の分なんですが、今現在実際「私にこういう子がいるんですけど、どうしたらいいですか」ということで、関係団体だったり、取り組みなどをしっかりお伝えされている状況にありますか。

例えば、こういう子が、例えば、うちでいうと「聴覚障がいの子が生まれてきたんですけど保護者団体ありますか」とか、聞かれなくても「こういう団体があるからお話を聞きに行ったらどうですか」とか、そういう保護者への情報共有は、既にされてはいないんですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、田中健康課長。

○健康課長（田中 久善） 保護者共有、情報の共有は、今、させて頂いています。

実際、そういう情報提供をしているんですけど、もちろん、保護者の中にはですね、実際そのお伝えしたい情報の中に、保護者の方が納得や理解に苦しむ保護者の方もおられますし、そういう方には継続的なサポートを行っていきますので、今おっしゃった情報共有はさせて頂いています。で、今年度、その保護者会は、支援が必要な子供をお持ちの保護者の方を集めてですね勉強会を開催しようとして直近で考えておるところでございます。

そこでまた、同じような状況の保護者同士が集まったところでの、情報共有もできるような場を考えております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（崎山 佐穂） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） お昼になろうとしておりますが、時間が押しておりますので、行けるとこまで行かせていただきたいと思いますので、次に進みます。

質問順位5番、古屋宏治議員。

○議員（古屋 宏治） 議席番号 8 番、古屋宏治でございます。

本日は、「空き家対策強化で移住・定住促進を」と「一休運動を」の 2 問を質問させていただきます。

まず 1 問目、空き家対策強化で移住・定住の促進について、質問いたします。

少子高齢化・人口減少が進行している大きな問題と同時に、空き家問題も同様に全国的に大きな問題となっております。特に、空き家に関しては、適切な管理下がない空き家は、防災性の低下、防犯性の低下、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、風景・景観の悪化、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等多くの問題が想定され、地域住民に深刻な影響を及ぼしております。

所有者も、核家族化が進み、子供たちが独立し、親が施設に入り住まなくなつた。そのような状況で、建物を解体するにもお金がかかる、解体すれば固定資産税が上がる。処分するか、どうしたらよいかと悩み、結果、そのままに、という方がほとんどのようです。

5 月 27 日の西日本新聞の 1 面に「朽ちる空き家、主どこに」「実家、戻れず手放せず」持ち主「地域にすまない」との見出で、空き家問題が掲載されてありました。

「全国で使用目的のない空き家は 385 万戸（昨年 10 月時点）に上り、今後も増える見通し。

一般的に、自宅を所有する高齢者が老人ホームや子供宅に転居することで発生する。ただ、この男性のように所有者が姿を消す事例も珍しくない」と掲載されてありました。

この所有者は、家族と死別し、財産の管理や相続を巡る関係者とのやり取りが精神的にきつくなり、家を出たとのこと。その結果、樹木は隣地や道路にまで生い茂り、家屋の荒れ、数十匹の野良猫が住みつき、管理不全空き家となってしまったと大きく上げてありました。

我が町でも、平成 30 年 3 月に「第 1 回篠栗町空き家対策計画」が作成され、令和 4 年 8 月に「篠栗町空き家対策協議会」が設立された。令和 6 年第 1 回定例会で「篠栗町空き家及び空地等の環境保全に関する条例」も制定されました。

他の自治体では、専門業者との連携や空き家バンクをうまく利用し、空き家の利活用方法を積極的に支援し、移住・定住を増やしていると聞いております。

そこで、我が町の今後の対策について質問いたします。

1、福岡県で「福岡県空き家対策等連絡協議会」が設立されており、我が町も会員

として参加されてあるが、どのような協議をなされているのか。また、共通課題は。

2、我が町の空き家に対する課題は何か。

3、所有者不明の空き家の現総戸数と近年の増減は。

4、現在の、管理不全空き家と特定空き家等の戸数は。

5、空き家対策計画後に、取り組まれた施策と実績は。

6、空き家の流通・活用促進について、空き家バンクの活用の予定はあるのか、また、専門家、司法書士・税理士・建築業・宅建業等との連携協力はいつからか。

7、役場内の相談窓口体制の構築はいつか。

8、周知啓発について、固定資産税の納付書にチラシに入っていたが、空き家所有者には他の周知をしているのか。以前と今では、空き家所有者に対する対応の違いはあるのか。

以上よろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、古屋議員から「空き家対策強化で移住・定住の促進について」という御質問を頂きました。

移住・定住まで視野を広げた御質問でございましたが、まず、御質問の8項目につきまして、都市整備課長から答弁をいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） 堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 「空き家対策強化で移住・定住の促進について」の御質問にお答えします。

まず、1点目の「福岡県空家対策協連絡協議会における協議の内容や共通の課題」につきましても、居住目的のない空き家が近年増加しており、今後、更に増加する見込みであり、周囲に悪影響を及ぼす特定空き家となつてからの対応には限界があることから、空き家の活用拡大・管理の確保・特定空き家の除去等の対策強化を図る必要があります。

これらの施策に関し、各市町村における「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家の実態調査並びに空き家対策の実施状況や、空き家等の活用に関する「福岡県空き家活用応援事業者」登録制度の創設など、情報共有や協議が行われております。また、共通の課題としましては、令和5年12月に施行されました改正空家法において新設された管理不全空家等について、特定空家等と同様、具体的な判断基準が必要であることから、協議会内で作業部会を設置し、管理不全空

き家等の認定基準の作成に向け協議を行っております。

2番目の、「我が町の空き家に対する課題は何か」につきまして、特に、山間地域や住宅密集地域において空き家となるケースが見受けられておりますが、利活用の面で、その土地において、建築に関する接道要件などが満たされないことや、相続等がなされず所有者不明となる場合、相続権者が存在自体を認識していない、また、議員の発言もございましたが、解体処分などを含む適正な処理に関する費用に対し、経済的な負担ができないなどの理由により、いずれも処理が進まず、状況が悪化することなどが考えられます。

3番目の「所有者不明の空き家の現総戸数と近年の増減」についてですが、現総戸数及び近年の増減は正確に把握はできておりませんが、高齢化が進む中で、増加傾向にあるものと思われれます。

4番目の「現在の管理不全空家と特定空家等の戸数」につきまして、現在、空家法で規定する管理不全空家等及び特定空家等に認定されたものはいずれもゼロ件です。

しかしながら、令和4年度に実施しました空家等実態調査では、管理不全空家等に相当すると思われる空き家が26件、特定空家相当と思われる空き家が29件という結果になっております。

5番目の「空家対策計画後に取り組みられた施策と実績」につきましては民間企業と協定を締結し、空き家の啓発チラシを作成しております。こちらにつきましては、今年度の固定資産税の納税通知書に同封し発送しております。

また、租税特別措置法に規定する居住用財産の譲渡所得の特別控除、いわゆる「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」につきましては、ホームページにて制度の周知は行っております。この制度につきましては、家屋の所在地の市町村において「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受ける必要がありますが、平成28年度の税制改正以降25件の交付申請がっております。

6番目の「空き家の流通活用促進について、空き家バンクの活用の予定はあるのか、また、専門家との連携協定はいつからか」についての御質問ですが、篠栗町におきましては、空き家バンクの活用を検討しておるところでございますが、移住・定住促進のための有効な手段である一方、空き家バンクの登録件数が少なく、居住希望者のニーズに合った物件が乏しいという課題もございまして、こういった課題解消のための取り組みが必要であると認識しております。

また、専門家との連携協定について、今年4月に、福岡県行政書士会との包括

連携協定を締結しております。今後につきましても、相続登記の申請義務化により、相続等に関する相談が増加することが予想されますことから、司法書士会と関係団体との連携協定を検討してまいります。

7番目の「役場内の相談窓口体制の構築はいつか」につきまして、役場内では、都市整備課環境係及び、今年度4月に設置しました都市計画第2係が主体となり、空き家に関する相談を受け付けております。

また、相談内容が相続に関する手続、解体費用や売却費用など多岐にわたる場合につきましては、福岡県の委託を受け、空き家に関する相談をワンストップで行える「福岡県空き家活用サポートセンター」通称「イエカツ」の案内を行っております。

最後に、8番目の「周知啓発や空き家所有者に対する対応について」の御質問につきまして、近隣住民から相談が寄せられました家屋につきましては、今年4月に施行しました「篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例」に基づき、調査や改善を依頼する文書を送付しております。

また、質問5番目においても述べましたが、「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」の周知も行っております。

以前と今での、空き家所有者に対する対応の違いにつきましては、空家法に規定します「特定空家等」及び「管理不全空家等」に認定され、町から勧告を受けた場合に、固定資産税の特例が受けられなくなるなど、法に基づく制度についても説明を行っております。

○議長（荒牧 泰範） 古屋議員、再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（古屋 宏治） 質問1の中で、福岡県空き家活用応援事業者の登録制度の創設ということですが、この応援事業というのはどういう内容のものなのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、この福岡県空き家対策活用応援事業につきましては、空き家対策に積極的に取り組んでおられる専門業者を、福岡県空き家活用応援事業者としまして、福岡県やイエカツのホームページに登録を行うものでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（古屋 宏治） それと、その1問目の中で、協議会内で作業部会を設立し、管理不全空き家等の認定基準の作成に向けて協議を行っている、ということでしたが、今年の3月定例会で、町の条例が制定されました。その中に、「立入調査等」で、「町長は必要な調査を行うことができる」また「町長は職員に立入調査をさせることができる」それから、「町長は助言または指導することができる」「町長は必要な措置をとるよう勧告をすることができる」というような条例がありますけども、これとこの作業部会で、今後、話される内容についてはリンクしているものなのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、福岡県空家等連絡協議会につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」上で定めております特定空家等の判断基準について、国が参考となりますガイドラインを示してはおります。しかしながら、認定基準がまだ曖昧で、特定空家等の判断につきましては、ばらつきがございます。この基準につきましては、具体的な例示や判定に関するフローなどを加えました判断の基準を策定しております。

この基準につきましては、所有者の対応に関する統一的な基準を作成するという意味につきましては、リンクしているものではないかと考えます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（古屋 宏治） はい。

○議長（荒牧 泰範） はい、どうぞ。

○議員（古屋 宏治） それと、2番目の質問の中で、課長のほうから「いずれにしても処理が進まず状況が悪化することなども考えられる」という答弁でございましたけども、状況が悪化する、ということが考えられるということは、その後の対策についてはどのように考えてあるのか、あれば、お願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 現在、相続登記法の改正によりまして、所有者不明の土地の所有者の所在が明らかとなるケースも、今後、出てくるのではないかと考えられますが、先ほど答弁させていただきましたが、土地の市場や所有者の経済的な状況とか潜在的な問題としまして、処理が一向に進まないという問題が考えられます。このことにつきまして、個人の財産に、どの程度踏み込んでいけるのか。また、実際に町が財政的な側面も考えましてですね、今後、国や県などの、今後の対策に関する情報に基づいて対応を進めていくのではないかと考えております。

- 議長（荒牧 泰範） 再質問は、ございますか。
- 議員（古屋 宏治） はい。
- 議長（荒牧 泰範） どうぞ。
- 議員（古屋 宏治） 先ほど、空き家バンクのことについて御質問しましたけども、登録件数が少ないということでございますけど、全国の空き家バンクを覗いてみますと、非常に興味深い物件もありまして、篠栗町の近隣とか、篠栗町にあれば検討したいな、というような物件も多く出ています。また、成約件数もかなりありますので、篠栗町も情報発信の一つとしてですね、空き家バンクを前向きに検討していただくと、今よりも前向きに検討していただくとすることは考えられないのでしょうか。
- 議長（荒牧 泰範） 堀都市整備課長。
- 都市整備課長（堀 雅仁） はい、確かに現在のところ、まだ取り組みについてはできておりません。この空き家バンクにつきましては、段階的な取り組みについて行っていきたいというふうに考えております。
- 議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。
- 議員（古屋 宏治） はい。
- 議長（荒牧 泰範） はい、どうぞ。
- 議員（古屋 宏治） 先ほどの答弁の6番、7番の答弁に関してですけれども、福岡県の行政書士協会と包括連携協定を結んだ、と、今後も司法書士会と結んでいきたい、ということでありました。ただ、福岡県の行政書士会とか司法書士会とか、大きな団体でありますから、非常に、町内の方が迷われるんじゃないかというのがありますし、先ほど担当課にきた案件について、「イエカツ」のほうを紹介するというものでありましたが、この福岡県の「イエカツ」の中にはいろんな業種があって、数百社登録されてあります。篠栗町も一社登録してありますけど、それは、福岡県内ですので北九州から柳川とか筑後のほうまで登録されてありまして、篠栗町の町内で、この、土地とか家屋を持ちの方が相談するには、ちょっと非常に難しいんじゃないかなと思います。
- それで、福岡県版の「イエカツ」、これをそっくり、例えば、取りまして、篠栗版の「イエカツ」というのを、商工会と提携しまして、篠栗版の「イエカツ」をつくっていただくというような検討はできないのでしょうか。
- 議長（荒牧 泰範） 堀都市整備課長。
- 都市整備課長（堀 雅仁） はい、所有者の空き家の利活用のニーズに応じまし

た、先ほどありました不動産業者さんとか、建設業者など、関係団体との連携や地域の状況を周知するということが、又細やかで適切な対応が期待できるということ、又地場産業の育成のにもつながるということから、商工会との連携した、議員もおっしゃいました篠栗版の「イエカツ」につきましては、検討させていただきたいと思えます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい。

○議員（古屋 宏治） 最後に、篠栗町に、我が町に町営住宅が2カ所あると思えます。一つは金出にあります大久保団地、こちらにつきましては、公営住宅の長寿命化計画で、先日、改善改装していくということでお聞きしておりますけども、庄区にあります、馬手池ですかね、の下にも町営住宅があると思えます。あちらは、今1軒の方がお住まいであるということをお聞きしておりますけど、非常に古い木造の建物でありまして、木も生い茂っておりますし、家庭用ごみもたくさん置いてあります。これにつきましては、今後、空き家対策の中で、どうにかしていくものなのか、町として今後どういうふうな活用していくのか、というのをお答えできれば、お願いしたいと思えます。

○議長（荒牧 泰範） 熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、この尾仲簡易住宅でございますが、まず構造としてはですね、隣と壁1枚を挟んだ長屋タイプで、1部屋当たり30平米弱の4世帯で居住できる構造になっております。

現在、入居されている方は1世帯のみとなっております。

この簡易住宅でございますが、尾仲区の、以前、借家にお住まいであった方々を、公共事業に伴い、現在の長家に移り住んで頂くようにというふうにお聞きしております。

入居される方には1代限りであることをお伝えし、御理解を頂いておるところでございます。

今後はですね、新たな入居は募集いたしませんので、将来的には解体の方向で考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（古屋 宏治） 1問目を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、2問目どうぞ。



んだけ暑い中、また梅雨明けて夏になればすごい猛暑になると思います。高齢者の方は本当に待ったなしの状態であると思いますので、町有地の片隅にですね、例えばブロックを4枚5枚重ねて、それが倒れないようにするとか、簡単な、その休憩所をつくっていただくというようなことができないものか、と思ひまして質問いたします。

○議長（荒牧 泰範） 1点でよろしいですか。

○議員（古屋 宏治） もう1点です。それと、行政区の公民館の入り口や集会所また地域住民の方々に地域の暖かさの協力を、区長会へ提案できないかということ、先ほども「地域に声掛けをします」ということをございましたけども、是非、総務課長、区長会でこういう提案をして頂いて皆さんに協力を得ていただけるような取り組みをして頂けないかなと思います。

質問は以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい。

まず、最初の町有地の利用についてはどなたがお答えになりますか。

はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、町有地の活用に関しましては、今、ほぼ使用しているところがございます。で、一部使わないスペースとかもありますので、そういう点は、まちづくり課と一緒にですね、そこら辺、検討を進めていきたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 総務課長。

○総務課長（田村 明広） はい、まちづくり課長のほうから、協働のまちづくり事業の要綱を見直すということをございましたので、そちらのほうで団体の縛りとかが緩くなるということをございます。そちらのほうの改正後につきましては、また区長会をはじめ、いろんなところで周知をさせていただきたいと思ひますし、現行の区長会の中でも、こういった問題があるということでお知らせすることは行ってまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

古屋議員、どうぞ。

○議員（古屋 宏治） すいません。町有地については、例えば、交番の裏の駐車場があります、あそこの、例えば入り口のちょっとしたところに、そういうブロックを置いていただくとか、建物の施設があるところじゃないところに、そういうの

をお願いしたいという点と、今、総務課長が答えられたところによりますと、町がこのことをすることは、多分、その区長会に提案するとは、町がすることじゃないと思いますので、それは地域の方に提案をしていただきたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） 交番裏の町有地につきましては、フェンス沿いに、今、木を植えております。そこに、以前、椅子とか置いておりましたので、そういったところ辺、ちょっともう1回点検してですね、そういう利用ができるように進めていきたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（古屋 宏治） 以上で終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、お昼過ぎておりますが、休み時間が45分以上という決まりがございますので、1時10分から再開したいと思います。

よろしいでしょうか。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時10分

○議長（荒牧 泰範） それでは再開いたします。

質問順位6番、栗須信治議員、どうぞ。

○議員（栗須 信治） 議席番号9番、栗須信治でございます。

「なるふち平」の利活用についてお尋ねします。

篠栗北地区産業団地造成工事の残土処理に伴い整備された「なるふち平」は、地域包括協定を結んでいる福岡工業大学に問題解決型学習として、周辺の有効利用について、キャンプ場やアスレチック施設等様々な提案がございました。

しかしながら、地域の実情や環境への影響、財源の確保などを考慮すると、そうしたやすいものではないと推測されますが、いまだに具体案は示されておりません。町としてどのように進めていく考えであるのか。

具体的な提案にはありませんでしたが、全国約1,200カ所130万人の競技者があり、毎年国際大会も開催され、健康と環境に優しいパークゴルフがあります。ここまで広まった要因として、競技志向よりも、むしろコミュニケーション志向に重きを置いたことが挙げられます。

クラブ1本、ボール1個、それにティがあれば、誰にでもプレーを楽しむことができる簡単なスポーツであります。若い人や高齢者、女性、子供も楽しめる三世代スポーツとして人気も高く、地域交流や町内に住む外国人、インバウンド客も呼び

込む国際交流も可能であります。

また、町の観光資源であります森林セラピーとも健康志向の点で相性もよく、生涯スポーツの振興にもつながります。更に、土地の有効利用のほか、学校の部活動に採用しているところもあり、教育効果やファッション性、また健康増進により、医療費の削減にも貢献し、経済効果が見込まれます。

万が一、ほかの目的に変更する場合でも、看板とホールのカップを取り去ればいつでも元の公園に戻すこともできます。

「なるふち平」の有効活用になるとはと思いますが、どうお考えになるのか、お尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。栗須議員の「『なるふち平』の利活用を問う」という御質問に、具体的な提案も含めて御質問頂きました。

まず所管課であります都市整備課から、御質問の趣旨に対する答弁をいたしますのでよろしくをお願いします。

○議長（荒牧 泰範） 堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 「『なるふち平』の利活用を問う」についての御質問にお答えします。

令和3年第4回の定例会の一般質問におきまして答弁いたしましたが、「なるふち平」の利活用につきましては、レジャー施設やスポーツ施設なども視野に入れるとともに、事業の採算性についても考慮しながら、事業の実現に向けた検討を行うこととしております。

しかしながら、ダム線の道路に隣接する駐車場から、上部の平地までの高低差やアクセス距離、施設設置に関する水等の諸条件もございまして、現在まで具体的な方針決定には至っておりません。

今回、議員より、パークゴルフ場としての整備について御提案を頂きました。

パークゴルフは誰もが楽しめる生涯スポーツとして人気が高く、また、観光資源としても有効であり、スポーツとしても大変魅力的であると思っております。

公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コースとなるためには、18コースとして、およそ1万2,000平米以上のコース面積が望ましいとの基準がございまして、但し、「なるふち平」が、コースとして利用できる面積は、9,000平米前後であり、グラウンドとなる芝の整備や施設管理などを合わせると、相当の費用を見込むことになるかと考えます。

「なるふち平」につきましては、福岡工業大学の学生から学習の一環として、利活用に向けて様々な提案をちょうだいし、その中で、キャンプ場の意見が多数を占めておりました。

このことにつきましても、現在、利活用の一つとして、案としてあります。

町としましては、夏場において、利用者が急増する下流河川公園を抱き合わせた維持管理を含め、民間活力を利用した整備ができないかを視野に、どのような形で整備することが住民の皆様にとって有益なものになるかという点も踏まえ、今後も引き続き、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、どうぞ、栗須議員。

○議員（栗須 信治） ただいまの答弁の中で、「公認コースとなるためには、18コースとおおよそ1万2,000平米以上のコース面積が望ましい基準がある。なるふち平はコースとして利用できる面積は9,000平米前後」という発言がございました。

長崎県佐世保市には9,200平米、また熊本県高森町には9,087平米の公認コースがあります。高齢者や女性、子供さん、三世代が楽しむにはこの9,000平米ぐらいが最適でございます。その点も踏まえまして、ぜひ検討していただきたい、前向きに検討していただきたいと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（荒牧 泰範） どなたがお答えになりますか。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。ただいま議員から、栗須議員から「9,000平米程度でも、十分効果があるコースができるんじゃないか」というお話でございました。

その点も含めて、私ども更なる検討を加えてまいりたいと思いますが、併せて、個別のいろんな民間の事業者から私どもに、いろいろな提案をさせてくれ、というような御意見を個々に頂いているのが実情でございます。例えば、「グランピングのホテルをつくりたい」とか、あるいは「キャンピングカーによるホテルをつくりたいので、そこを貸して頂けませんか」とか、いろんな御意見がある中で、私どもも、いずれの時期か、民間を多く活用するためには、全体の活用も含めたプロポーザルでもって、いろんな御意見を頂くようなことを考えるのも一つの手だてではなかろうかと思っております。

そうした際に、必ず公共施設としてやるには、やっぱり、手洗いであるとか、それなりの倉庫であるとか、いろんな施設も必要でございますので、そういうことも

含めて、今の御意見も踏まえて、そういう手が挙がるようなことも意図しながら、今後、活用について進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 再質問は、ございますか。

はい。

質問順位 7 番、横山和輝議員。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号 6 番、横山でございます。

今回は 2 項目質問いたします。それでは早速、質問いたします。

一つ目は産業団地の未進出企業について質問を行います。

篠栗北地区産業団地が完成してから 2 年以上が経過いたしました。いまだに 6 区画の中で、3 企業は建設に着手しておらず、その未進出企業について 3 点お尋ねいたします。

1 つ目は、未進出企業の久原本家とは、令和 5 年 3 月 10 日に覚書を交わしておりますが、覚書には令和 6 年 3 月 18 日までに工場の建築及び操業予定計画を町に書面にて提出するとされております。期限は既に経過しているため、当然書面を受け取っていると思いますが、操業計画の詳細な説明を求めます。

2 つ目は、同覚書には令和 8 年 3 月 18 日までに、本区画での操業開始とされておりますが、進捗状況についてお伺いします。また、その際に町と久原本家とのやりとりが記録された公文書はあるかお尋ねします。

3 つ目は、産業団地の進出企業は、売買契約から 3 年間、固定資産税の減税がされておりますが、未進出企業 3 社の固定資産税は年間どのくらいになるか、お尋ねします。

以上 3 点の答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、横山議員から「産業団地の未進出企業について」の御質問を頂きました。まず、通告の項目に従って、まちづくり課長から、項目ごとに答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 「産業団地の未進出企業について」の御質問にお答えいたします。

まず、初めの書面の受け取りと操業計画の詳細についてですが、コロナ禍などの

影響により、土地売買当初予定と各企業の建設や操業時期にずれが生じていることは、以前より報告しているとおりでございます。

近年においては、物価高や資材の更なる高騰、人件費や労働法の改正などの影響により、詳細な状況は各企業で違うでしょうが、どの企業の方々も、先の見込みが立てづらい中での判断や計画、操業がなされております。そのような状況でもありますので、書面は受け取っておりませんが、都度の計画や図面等の報告は受けております。

次に、進捗状況とやりとりの記録文書についてですが、一企業の計画途上の話となりますので、この場では控えさせていただきます。事業用地に看板も立てられたことからもお察し頂ければと思います。やり取り文書については、どこの企業も、報告や打合せなどは電子記載で行っております。

最後に、年間の固定資産税ですが、個別の内容となりますので、この場での回答は控えさせていただきます。

なお、令和5年第2回定例会提出の議案第45号「篠栗町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」、こちらにて議決を頂き、減免は操業開始後となっております。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員、再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（横山 和輝） まず、久原本家、コロナ禍の影響により、また物価高の影響によって遅れていると、また書面はきちんとして受け取っていないということですが、コロナ禍と言われてもですね、ちょっとピンとこないんですね。というのも、これがですよ、ケアユーであったり、やまやであったり、極東ファディであったり、コロナが始まる前に売買契約を取り交わしたところ「それがコロナ禍の影響で被害を受けています」というのでしたら分かりますけれども、久原本家は売買契約をいつしましたか。工事完了する前の数か月前ですよ。いってみれば、コロナというのが出てきてから、もう既に2年か3年か経っている中で契約を交わしている訳です。今更ですね、そのコロナの影響とは一体何なんだろうかと、私はそこら辺がピンとこないんですね。というのと、あと言ってみれば、これはもう浦野議員のときも言われましたけれども、もともと企業協定、土地の引渡しをしてから2年以内に操業を開始しないとイケない。本来であればもう既に売買契約を取り交わしているのです、もう2年以上たっていますので、久原本家は、もう既に工場は全て出来上がって操業しないとイケない。ですが、それが難しいということで、執行部が

独断です、その協定の中身を変えましたね、覚書で。それは、今回の質問になりますけれども、それで、更に、その後は、その覚書を取り交わして、またそれを違反している訳です。そういった状況の中なんですね、今、その中で今、口頭、もう、なんでしょうか、きちんとした記録はね、ちゃんと取ってないんですか。例えば「企業はこれだけ今厳しいです」、それなりの資料を持って町と話して、それで決められたんですか、と。単純にコロナ禍だから、物価高だからと、それで、いつまでじゃあ、それは、町はその対応です、納得されたんですか。今後の対応も含めて、そこ答弁をお願いします。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 先ほども申し上げましたが、具体的な内容について、私どもは、久原本家の建設本部長と度々お会いしまして、具体的な計画について説明を頂いております。

ただし、現状では、このことは公言しないでくれということで、資料も全てお持ち帰り頂いております、久原本家の河邊社長とも、その旨了解済みでございます。ということで、計画が全くできてなくて、いつできるか分からないということではないということだけこの場では御報告させていただきます。

今、国が全国の中堅企業に対して、経産省が中心となって、総額80億円の30%まで交付金事業を進めることとしております。それは、その事業については、2026年ですから、令和8年度いっぱい建設工事を完了し、それから試運転、それから生産を始めるようにということが前提の上での30%、総額80億円の交付金を出すということで、それに申請すべき、今、準備をして頂いております。ということは、令和8年（2026年）のところで、何かしら形が出来上がるという想定で、今、協議を進めておるところでございますが、何しろ今、内容については、当社からも、この内容についてはまだ社内的なものでございますので、こちらで公表するまでは控えてくれというふうに言われておりまして、今公表できない段階でございます。

そのように、御承知おき頂ければと思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） まあ、別に私は公表してくれと言っている訳ではないんですね、きちんとした、そういった記録を取るべきじゃないですかと言っている訳なんです。

言ってみれば、もうこの篠栗北地区産業団地事業、もう財政面的に巨額な赤字

を計上いたしましたけれども、これが町長の任期、半年ちょっとですけれども、この巨額なマイナスがですね、プラスに転じることはおそらくないでしょう。それだけ大きな赤字を出した訳ですから。その中でもですね、少しでも、実際、この久原本家が遅れているということは、財政面にもものすごいこれはマイナスのことなんです。少しは最後ぐらいですね、けじめをつけて、そこら辺、きちんと記録を残してですね、次の町長につなげるようなことまでして頂きたいと思います。

公表する必要ありませんが、何故、その、かたくなに記録をとらないんですか。私、そこは甚だ疑問なんです。行政側が記録を残さないと。これ、仮に次の町長になったときに、久原本家側が「いや、そんなこと知りませんよ」と言われたらそれで終わりますよ。

最後、記録ぐらい残してください。そしてどうするか、きちんと最後はけじめをつけていただきたいと思いますが、見解を求めます。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私どもは、手控えを持っておりますので、ただ公表できる記録ではないということで、交渉の経緯は、私もちゃんと時時刻刻とやっておりますので、ちゃんとした引継ぎができるものと思っております。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そのちゃんとした資料があるということは、当然、情報開示すれば出せる資料になると思いますので、そういうことでよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） そういうことを申し上げるのじゃなくて、ちゃんとした公的な資料ということじゃなくて、私の手控えがあるということを上上げた訳です。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） その、公文書じゃない文書に、どんだけの意味があるんでしょうか。

結局のところ、私から言えばですよ、その答弁も、口約束のような、もうそのレベルのほうにしか聞こえないんです。引継げますといったところで、それを鵜呑みにね、できるかって言ったら、それ、できないわけです。公文書じゃない訳ですから。それは、町長と企業との話合いですから。町と企業と話合いのね、文書が残っていないわけですから。

残すのは簡単じゃないですか。そもそも違反をしているわけですよ。協定違反をしているところに対して、なぜ、その公文書をかたくなに残さないのでしょうか、こ

これは、もう久原本家に限ったことではありませんけれども、今までなぜ、その残さない意味が分からないんですね。

仮にこれがうまくいっているならいいですよ、私もここまで質問はいたしません。

ただ、うまくいってないからこう聞いているわけです。

それはもう、町長任期までにね、ぜひともそこは文書として残していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 当社との協議の中で、当社から、この分については公表しないでくれと言われている内容については、公表することはできませんので、その辺のところは、お含み頂いた上で、できる限りのことはしたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 分かりました。

---

---

---

○議長（荒牧 泰範）

○町長（三浦 正）

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（横山 和輝） はい、次の質問に行きます。

○議長（荒牧 泰範） はい、2問目どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、では次の質問に移ります。

次の質問は、「やまやの無断駐車について」でございます。

今まで再三再四、やまやが町有地と国有地の駐車場を無断駐車していることを追及してきましたが、何ひとつ改善されていないため、改めてお尋ねします。

一つ目は、国有地に関しては、国道事務所側も現地を視察し、この問題を理解したということで、町と話し合い、国から改善指示を町に行ったということですが、その内容と、その後、町がやまやに対して何を行ったか、詳細な説明を求めます。

二つ目は、そもそも町は、やまやが町有地・国有地を無断駐車している認識があ

るのでしょうか。町の容認の下、使用させているのか答えてください。

以上2点の答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 2問目の「やまやの無断駐車について」という題での御質問でございます。この質問につきましても、通告書に従い、2項目についてまちづくり課長から答弁をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 「やまやの無断駐車について」の御質問にお答えします。

初めの国との協議と、その後の対応でございますが、私が電話を受け、お聞きし話した内容についての詳細な事実経緯でございます。

令和6年3月7日に、福岡県国道事務所の課長より電話がございました。

ちなみに、以前、答弁で私が国道事務所と話しておりましたのは、町の申請などを提出する窓口であり、私たちに1番身近な部署である福岡国道事務所の維持出張所でございます。

この電話は、その上の、福岡県を管轄する福岡県国道事務所の課長からございました。

課長が言われるには、3月1日に横山議員より電話があり「国有地をやまや従業員が駐車場として占有していると言われていた」とのことで、状況の説明をいたしました。

駐車場は民有地と町有地、国有地で、一体として整備を行っていること、図面も提示し申請を行っていること、維持出張所には、報告協議を行い理解されていること。また、当初の経緯や現在の団地状況、企業対応などの話もいたしました。

3月11日に、再度、福岡県国道事務所課長より電話があり、同じような状況などの話をいたしました。ここでは、「内部で検討し、また連絡します」とのことでした。

3月13日に同課長からメールを受信いたしました。内容は、横山議員より所長へ催促の電話がありました。議員からは、「現場は確認したのか」など確認され、「篠栗町に対策を確認している状況と返答しています。」というものでした。

そこで、私は「企業に対し、改善などの協議を行います」と返信いたしました。

4月5日に、新たに課長となられた方より電話があり、前課長とどのような話をしたのか尋ねられましたので、同様の説明をし、企業に対し改善などの協議を行う

旨も話しました。

後の株式会社やまやコミュニケーションズとの協議は、4月11日会社訪問し、国道事務所とのことを話し、対策検討するとのことでした。

ちなみに、その時の現状は、店舗や情報発信ブースに近く、また、景観目的などで訪れた方もトイレは店舗にしかないため、店舗より離れた国有地でなく、店舗に近いやまや敷地や町有地を一般来客用として空けて、との配慮を試みていた状況でございます。

4月16日に株式会社やまやコミュニケーションズが役場に来庁され、国有地を空ける方向で検討を行うとのことでした。

現在は、店舗より離れた国有地が空いている。そのような状況と認識しております。

次の、認識や内容についてでございますが、令和5年第3回定例会一般質問で、「この駐車場におきましては、篠栗北地区産業団地を単なる食品産業団地で終わらせずに、町と進出企業が連携を図り、内外からの来訪者が楽しんでもらえる新たな観光場所ともなるような仕掛けづくりの一つであり、米ノ山の対となる町一望の景観を楽しんで頂き、中央に並木を配し、憩いともなるよう整備いたしました。現状としては、議員の言われる状況でもありましたので指導を行いました。」と答弁いたしましたように、状況の認識はございます。が、先の質問で詳しく述べておりませんが、国道事務所への状況説明において、町としては計画当初より国有地の払下げの意向もあること、現団地は建設未着工が半分、町が整備すべき公園や遊歩道などにおいても、未着工企業の建築などに合わせて考えており、現在対応ができておらず、団地形態全体の完成は、ほど遠い状態であること。当初予定の全企業建設もならず、予定の6社組合設立もできない状況であり、組合設立に伴う従業員等送迎バスや各企業のごみ対応など、共通事項においての案件が、急遽自社対応となったこと。そのような中、株式会社やまやコミュニケーションズにおいては、令和5年9月からライトバン1台購入し、従業員の篠栗駅からのピストン送迎を開始され、現在は3台で行われていること。町への協力としては、町在住者雇用拡大や、今後は、小学校の社会科見学や中学校の職場体験協力予定であること。この駐車場におきましては、企業敷地と町有地・国有地を一体的に駐車場として整備しており、来訪者の方々が気持ちよく利用しやすいようにと対応模索中であることを国道事務所に説明しました。

というところが、現在の町の対応でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと答弁聞いて、ちょっと長いというのとですね、私もちょっと何を言いたいのかちょっとよく分からなかったんですけども。

ちょっと確認させてください。町は、「やまやが社員用の駐車場として国有地を使っていることは認めてない」ということと、「それに対してやまやを庁舎に呼んで指示を出した」というふうに、間で聞こえたんですけども、それ、間違いないか、まず確認させてください。

○議長（荒牧 泰範） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） その点については間違いありません。

○議長（荒牧 泰範） よろしいですか。

いやいや、前後でやりとりされているみたいですが、その認識でよろしいですか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） その答弁の中でですね、今、国有地を空けてますというような文言がポンと聞こえたんですけども、現状はですね、まだやまやの社員が占有してますよ。

そりゃ、全てが全てじゃないかもしれませんが、結構、ある程度はね、大部分はいまだに駐車してますよ。

その現状を、今後ですね、篠栗町からシャトルバスですか、バスですかね、出して改善するというような話もしてましたけれども、もう、今すぐするべきじゃないですか。その先送りにする理由が全く分からないんですけども、無断駐車しているんですよ、言ってみれば。違反しているわけです。それを、なぜそのすぐ取り締まらないんですか。その、何月まで待つんですか。うん。そこで、ちょっと私には理解できませんので、待つ理由をね、もう少し分かりやすく教えてください。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 答弁の中でもお話しさせていただきましたが、これが順調にいったらですね、そのような指導もあろうかと思いますが、現在の状況が半分着工で半分未着工。そして団地全体としては、先ほど言いましたように、ほぼ完成とは遠い状況という状況でもございます。で、1問目にもお答えしましたが、各企業の今の社会情勢に対する対応等も考慮し、この駐車場におきましては、現在、町としても、どのような利用が1番いいのかというのを、対応を模索中

というところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） それか簡単なやり方を提案いたしましょうか。

町有地を貸し出せばいいんじゃないんですか。町有地を貸出して、そこで貸出して、賃貸料もらえばですね、何ら文句はないですよ。そういうのを払わずに使っているの、私は、これだけ問題だと言っているんですね。

一旦、そこら辺、なぜ提案しないんですか。もう国有地は、確かに貸せませんが、町有地はまだ空いていますよね。そこを貸し出せばいいだけの話じゃないですか。

そういった考え方はないのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） どなたが答弁なさいますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 私どもも、一部町有地については賃借料をもらっている訳でございますが、その辺のところはもう一度見直して、今おっしゃったような御意見も含めて、賃借料の在り方を検討し直したいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 最後、確認しておきますけれども、やまや側は、当然ここは停めちゃいけないという理解を持った上で、今、停めていると、町としてもその対応に手を焼いているということでしょうか。

それとも、もう町が「もういいですよ」と、「そう、バスが来るまでは、自由に使っていいですよ」と、そういった話をしてるのでしょうか。

これ、どっちでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 今の、御質問については、以前の質問でのやり取りでも申し上げましたが、私どもはあの広場の中を相互利用したいということを双方で取り決めておりましたので、その辺のところは、お互いその理解のもとに進めているわけでございますが、今の御意見、もう少し明確にしたほうが、厳格にしたほうがいいんじゃないかという御意見も踏まえて、もう一度ルールづくりをし直して、厳格な対応をしていきたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員どうぞ。

○議員（横山 和輝） 最後、質問せずに一言言って終わりますけれども、町長は、

先ほど相互利用だど、町がやまやに駐車場を貸すかわりに、やまやが何かを提供してくれると、そういうこと話しましたけど、やまやがですね本社に町のPRとあって、パンフレットを置いたりしてますよね。それは町が委託費を払ってますよね。1,000万円ぐらいですか、何千万円かちょっと忘れちゃったけど、そうやって、片方では金額をとって、駐車場は無償で使わせて、やっぱこれだけ聞いてもね、やっぱりおかしいと思います。

ただもう、先ほど1問目のときも言いましたけれども、町長の任期、残り半年ですから、最後そこら辺ははじめをつけてですね、最後、町のために取り組んで頂きたいと思います。

それだけ申し上げて終わります。

○議長（荒牧 泰範） 次に参ります。

質問順位8番、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） はい、議長。

○議長（荒牧 泰範） はい。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号10番、村瀬敬太郎でございます。

本日は、篠栗町の将来人口ということを中心に、町長のお考えを伺いたいと思っております。

いつもより少し遅い時間でございますけれども、なるべく簡潔にしたいと思しますのでよろしく願いいたします。

全国で少子高齢化、人口減が問題とされております。そのような中、先ごろ、民間の有識者で構成される人口戦略会議は、全国の自治体の持続可能性について、2020年から2050年までに、全国744自治体がいずれ消滅する可能性があるとの分析結果を公表いたしました。

我が町の総人口は、2020年の3万1,209人から、2050年には2万8,299人に減少すると予想されております。

2014年の発表時よりは、人口減少率も改善しており、「消滅可能性自治体」の 카테고리には含まれておらず、全国的には悪くない結果ではないかと思えます。しかし、近隣自治体には、「自立持続可能自治体」が多く、郡内の7町のうち、篠栗町と宇美町が「その他」となっており、少し言葉が悪いかもしれませんが「多少見劣りがするな」というところが、素直な感想でございます。

そこで、分析結果を踏まえて、3点お尋ねをいたしたいと思えます。

1つ目ですね、20歳から39歳の若年女性の人口変化率はマイナス17%で、

2020年から2050年の30年間に564人減少すると予想されております。自立持続可能とされる近隣自治体では、新宮町がマイナス7.8%、須恵町マイナス3.3%、志免町マイナス2.1%、粕屋町と久山町はともにマイナス0.7%と一桁少ない結果になっております。

しかし、これらは予測の数字であり、これからの施策や対応次第では好転するものと思っておりますが、町長の御所感をお尋ねいたします。

2つ目に、2010年から2020年の人口を単純比較すれば、総人口は2010年が3万1,318人、2020年が3万1,209人で109人の減に対して、20歳から39歳女性では、4,127人と、3,283人で844人の減となっております。

様々な要因が考えられますが、結果だけを見ますと、この世代の女性にとって、魅力が薄い町になりつつあるのではないかと、また、それが将来我が町での人口の自然減の一つの要因となるのではないかと危惧いたします。

町長の御所見をお尋ねいたします。

続いて、3つ目ですが、我が町の現在の人口ビジョンによれば、2060年の目標値は、総人口2万9,000人としていますが、目標達成に向けた今後の施策など、町長のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 村瀬議員から、「今後の人口政策について」の御質問がございました。

この度の人口戦略会議の公表は、将来推計人口に基づき、持続可能性について分析され、自然減と社会減の両面から、「自立持続可能性自治体」、「ブラックホール型自治体」、「消滅可能性自治体」そして分類に当たらない自治体は「その他」と分類した自治体を紹介されたものでございまして、篠栗は、「その他」の分類になったということでございます。

着目すべきは分類問わず、ほとんどの自治体が減少傾向にあるということございまして、2014年分析の消滅可能性自治体は896自治体でございましたが、今回は744自治体となっており、議員の言われるとおり、施策や対応次第では好転するものであると考えております。

現在検討中で、次年度開始となる第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略が重要になるものと考えておりますので、1年間かけてしっかり対応してまいりた

いと思っております。

次に、②のところの2010年から2020年にかけて20歳代から39歳代の女性が844人減少したのはいかがか、という御質問でございましたが、答弁書には、ちょっとまだ書いておりませんでした。人口ピラミッドというのがありまして、人口ピラミッドは、こういう逆三角形みたいになっておりまして、その大きな世代が、10年たつとそのまま上がりまして、要は39歳代の人40代になる、そういう関係で、844人の方々が、よその町に出ていったという訳ではございませんで、高齢化して、39歳未満の対象から外れたということでもある訳でございますが、それについては、その若い世代を、もっと入り込みを増やせば、こういう減少数字にはならないんじゃないかということではあるかと思っております。

地方創生システムの各年度人口状況を見ますに、2022年までは、全体的にも減少傾向が見られておりました。

この世代女性の2023年、2024年、要はこの公表の次の時期でございますが、2022年と比べて2024年は72人増、全人口でも209人増加しております。

近年の住宅開発によるところが大きいと思われませんが、この世代の人口全体での割合は約20%と、この4年間ほとんど変わりませんので、更なる町の魅力などの発信にも力を注いでいかなくてはならないなというふうに思っているところでございます。

最後に3番目に、人口ビジョン目標達成に向けての考えでございますが、今年度が最終年度となる「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口増加の戦略としておりましたが、コロナ禍ともなり、戦略の目標達成に届かないと思われる項目もございます。

その経験を生かしまして、今年度作成する「第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作らなくてはと考えております。

計画的活用ゾーン開発や関係人口・交流人口の増加、また、若者の定住定着、働きやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくりと、ステップを踏んだ取り組み、ゼロカーボンシティへの積極的な取り組み等盛り込んでいくべきと考えております。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、基本的には人口戦略でございますが、国全体が1億人を下回らないようにという、その全体の目的を達成するための、それぞれの自治体で取り組むものでございますので、それを踏まえた、当初計画しま

した2060年、2万9,000人という長期的な目標をしっかりと見据えた上で、今後とも計画を立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 村瀬議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（村瀬 敬太郎） ただいまの答弁で、人口減少対策というところについては、「人口ビジョン」また「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて施策も打たれてきたし、また、これからも続けるということで理解をいたします。

人口指標というのは、ただいま町長が縷々お話も頂きましたとおり、町の様々な計画を立てる上では大切な指標であります。

また、策定中の新しい「篠栗町人口ビジョン」、また、ただいまお話がありました「第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも少なからず影響があるし、また、逆もあるというところであろうかと思えます。

一昨日の施政方針でも、町長はおっしゃいましたけれども、来年度は、これを公表して実行に移していくというような年になる訳でございます。

また、機会があれば、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の総括というものも、議員としてはお尋ねしなければならないかな、と思うわけですが、町長の任期もあと半年足らずというところがございますので、次期に向けての町長の胸懷などもお示し頂けるとありがたいと思えますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。

ただいま御質問頂きましたように、私の任期は11月29日でございます。現在の任期での様々な課題解決に向けて、あと6カ月弱でございます。しっかりと行政運営をしなければならないと考えておりますし、今日もいろんな方々の一般質問の中で、あと6か月間でこういうことをちゃんとしなさいよ、という御意見も賜ったところでございます。

9月には、令和6年第3回定例会も控えておりまして、任期最後の議会を丁寧に対応した上で、しかるべきときに決断し、進退については公表したいと考えております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（村瀬 敬太郎） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、質問順位 9 番、太郎良瞳議員。

どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号 5 番、太郎良瞳でございます。

通告に従い質問させていただきます。

今回は、「発達障害児の支援の充実策は」についてでございます。

発達障害は、自閉スペクトラム症、注意欠陥多動性障害、学習障害、その他これに類似する脳機能の障害であって、通常低年齢でその症状が発現するものと、発達障害者支援法において定義されています。

発達障害は、完全に治療できるものではなく、療育によって、子供の特性に合った発達支援を行うことが重要とされています。

子供の発達障害は、母子健康法で義務づけられている 1 歳 6 か月健診、3 歳児健診で気づくことがあり、早期発見の重要な機会であります。

早期に気づき、早期に適切な支援につなげていき、療育を行うことで、2 次的な問題を予防することができると言われております。

療育の中でも、幼少期から小学校低学年ぐらいまでに支援を受けることを早期療養といい、できるだけ早い段階で療育を受けることが、その後の成長や自立に繋がりがやすく、一人一人の成長の仕方やスピードに合った接し方や環境を準備することが発達支援の役割です。

早期発見、早期療育において、子供の支援とともに重要なのが保護者への支援です。保護者の思いや願いにできる限り寄り添い、常に心配や不安、悩みを抱えることなく、安心して子育てができるようにすることは大切なことであると思っております。

これらのことから、次のことをお尋ねいたします。

1、健診の結果、何らかの支援が必要だと認定された子供の保護者に対して、理解と協力を得ることが重要だと考えます。

また、限られた時間の中で、信頼関係を築き、コミュニケーションを取りながら、支援へと繋げていく等々の課題もあると思っております。そのような様々な課題についての対策は。

2、保護者の支援体制であるペアレントプログラムやペアレントトレーニングは、我が子の特性を正しく理解し、接し方やコミュニケーションの取り方を知り、保護者の養育スキルを獲得するだけではなく、同じ悩みを持つ保護者や支援者との出会いは、悩みを共感する場となります。

そこでペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施するための支援者の

人材育成、取り組み、内容及び普及方法をお教えてください。

3、放課後児童クラブは、入学前の4月1日から通うことができるようになっていますが、支援が必要だと思われる児童の配慮すべき点や、発達上の課題等の情報を支援員と共有し、切れ目ない支援が必要だと思います。

どのような取り組みで対応されているかをお尋ねします。

お願いします。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 太郎良議員からは、発達障害児の支援の充実策について御質問を頂きました。

御質問の内容について、1・2については健康課長から、3については教育長から答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（荒牧 泰範） 田中健康課長。

○健康課長（田中 久善） はい。「発達障害児の支援の充実策は」について太郎良議員の御質問にお答えします。

1つ目の「様々な課題についての対策」についてお答えします。

健診の結果、支援が必要と思われる子供の保護者に対しては、臨床心理士による発達相談を実施し、生活状況や家庭、保育園、幼稚園等での社会性課題を十分に聞き取り、簡易的な発達検査を通じてお子様の発達状況を共有します。

また、その結果を基に療育や医療機関受診などの適切な支援を提案しています。

支援を受けるかどうかは保護者の選択となりますので、適切な判断をしていただけるよう、療育見学の案内や、定期的な相談機会の確保、園の巡回を通じた関係機関との連携などを行い、保護者の皆様が、いつでも安心して相談できる体制を整え、継続的な支援に努めています。

2つ目の「ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施するための支援者の人材育成、取り組み内容及びその普及方法」についてお答えします。

発達支援を必要とする保護者を対象としたペアレントトレーニングについては、先ほどの崎山議員への答弁でもお伝えしましたが、効果的な事業展開を図るために、支援者の養成やプログラム内容の精査など、実施に向けて検討すべき事項が多くあります。

そのため、先駆的な取り組みを行っている自治体の情報を収集し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指してまいります。

健康課の答弁は以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） 3の質問についてお答えします。

放課後児童クラブ（学童保育）は、就労や病気等の理由で、保護者が家庭保育できない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的として、町立児童館及び小学校などで実施しております。

御質問にあります「支援が必要だと思われる児童の配慮すべき点や発達上の課題などの情報を、支援員と共有し、切れ目ない支援が必要」ということですが、まず入所前に行く入所説明会における保護者面接の中で、障害の有無や配慮の必要性の有無を確認し、必要に応じて保護者の同意を得た上で、所属園との情報共有等、支援を実施しております。

入学後も定期的に保護者と連絡を取りながら、引き続き支援を継続し、また、入学後に新たに配慮が必要だと思われる場合は、支援員から保護者や学校との連絡を個別に取り合いながら、放課後児童クラブを楽しく運営しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、太郎良議員どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 1番についての再質問ですけれども、健診を受けてすぐに、何て言いますか、ちょっとこの子は支援をしたほうがいいな、と思うのを直接言われなと思うんですよね、全然コミュニケーションを取れてない中で、そういうふうなのをどんなふうな形で、そこまで持って行ってあるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 田中健康課長。

○健康課長（田中 久善） 繰り返しになると思うんですが、健診の結果、支援が必要と思われる子供の保護者に対しては、臨床心理士と町とが個別面談を通じて丁寧に説明します。

保護者の理解を得るように努めるんですが、具体的には、事前にしっかりと説明準備を行って、個別面談の場でプライバシーを尊重しながら、発達状況や必要な支援を説明してまいります。

少しずつ歩み寄っていくわけですが、また、健診結果に、保護者の方自体が納得や理解に苦しむ場合があります。この場合がなかなか難しく、継続的なサポートや情報提供を強化する必要があると考えます。本当に、発達支援が必要な子供だけに

支援が届くようにするためには、効果的な見極めと柔軟な支援体制、それと保護者との信頼関係と協力が最も重要になると考えています。

これらの方法を取り入れて、支援が必要な子供たちを見逃さず、適切なサポートを提供していきたいと考えています。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ですか。

どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 保護者の方とのコミュニケーションとかは大切だと思います。

多分、児童館あたりがいいのかもしれませんが、子供と一緒に保護者も行って遊んでいる中で、そこでコミュニケーションを取る、そしたら、そういうふうなことを行っていると、保健師さんのほうから、いろんなことを言われても受け入れるという方向になると思うので、何かその、いつも遊べる場所、そして、そこにもそういう方がいらっしゃるという場を設けるというようなことは、考えていらっしゃらないのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 田中健康課長。

藤こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい。こども育成課です。

今、お尋ねになりました児童館でも、現在、そういった方、来館される方に対しては支援員さんがおられまして、現在、御相談とかは受けて頂いている状況です。

児童館の日報も毎月、日報というのがこども育成課にも来るんですけども、その中でもいろいろ記録があつたりとかあるんですけども、実際のところ、こども育成課の支援員とかから、そういった個別で児童館のほうにお電話で連絡調整したりとか、実際そういった御相談が来る場合もあるし、連絡は各児童館、密に取っておりますので、そういった方が来られて、悩み事とかがあつた場合は当然連絡を受けております。

後、先ほど、子ども家庭センターのお話があつたんですけども、令和6年4月から、一応児童福祉と母子保健とを総合的に相談窓口を今設けておりますので、今、ホームページも出しとって、5月の広報にも出しておるんですけども、そういった悩み事があれば、もう気軽に電話番号を載せておりますので、そちらにかけてくださいということで告知はしておりますので、一応そういうふうな形で体制を整えておる状況でございます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） ちょっと確認になるんですけども、そういうことっていうことは、その、横の繋がりというか、児童館と健康課との繋がりとかもあって、その支援のほうに繋げていくっていうふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、藤こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい、今のお話ですけど、健康課にもですね保健師さんがございまして、各園巡回されたりとかしてありまして、そういったことがあれば、こども育成課のほうにも同時にですね、報告は、逐次受けて、情報は共有している状況でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ですか。

どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） はい、今、保育園のほうとかに行つて巡回、とおっしゃいましたけども、保育園の先生とかも、そういう障害児の研修会といいますか、そういう学びの場があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） どなたがお答えになりますか。

はい、藤こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） ちょっと、まだ細かく把握できてないんですけども、各園独自で運営されている部分もありますので、あれでしたらまた、後刻確認はしたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 3番目の放課後児童クラブの取り組みのことですけども、面談時やあとは所属園の情報共有と答弁でおっしゃいましたけど、その情報共有というのは直接に園の先生たちから、客観的な情報を得られるというふうに思っていますか。

○議長（荒牧 泰範） 今の質問は。

藤こども育成課長、どうぞ。

○こども育成課長（藤 幸三） いろんなケースがあるんですけども、当然園の先生から連絡あるパターンもあります。

ただいろんな、相談内容とか多種多様になっていまして、そういった困った事が

あったりとか、そういったときは、こども育成課のほうに電話で連絡されたり、面談することもあります。

○議長（荒牧 泰範） はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） それは、放課後児童クラブの指導員の方と直接、園の先生と話すというようなことはない、ある、情報共有のための。

○議長（荒牧 泰範） 藤こども育成課長、どうぞ。

○こども育成課長（藤 幸三） 先ほどの最初の答弁にございますように、まず保護者の同意を取ってからにしております。で、得た上で、そういった対応をするという、何かそういう、まず保護者の方の同意を得ないと、同意を得ずにそういうことは、連絡は取り合っていないです。

○議長（荒牧 泰範） 太郎良議員、ここは町の方針を聞く場所でございますので、事務連絡程度のものは、後刻、個々に聞いていただけますですかね、それを踏まえて再質問があればどうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、議員の皆様方は2時30分より全員協議会を開きますので、散会ののち協議会室にお集まりください。

それでは以上をもちまして本日の会議を散会といたします。

散会 午後2時18分

令和6年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月19日(採決)

令和6年 第2回 定例会 会議録

日時 令和6年6月19日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長補佐	阿部貴義
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では熊谷財産活用課長が体調不良のため欠席しておりますので、阿部課長補佐が出席しております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はタブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第27号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔篠栗町税条例の一部を改正する税条例の制定について〕」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第27号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、能登半島地震改正法に伴い、今般の地震により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、現行法では、令和7年度分の個人住民税、令和6年度分所得から雑損控除を行うところ、改正法では令和6年度の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるといふものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

無いようですので、次に討論を行います。

討論はございませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第28号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)〔財産の取得について〕を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第2及び日程第3の議案第28号及び議案第29号の議案につきましては関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして一括議題とし、2議案を一括して委員長報告を受け、採決については1議案ずつ採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第28号及び議案第29号の2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、2議案一括しての委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(栗須 信治) 報告します。

議案第28号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)〔財産の取得について〕」及び議案第29号「専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)〔財産の取得について〕」を一括での報告をいたします。

議案第28号が篠栗小学校、議案第29号が勢門小学校の財産の取得になります。

当該の2つの議案は、両小学校において使用する教師用教科書及び指導書を購入するにあたり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

取得の目的は、授業運営のため。

取得する財産は、篠栗小学校及び勢門小学校教師用教科書指導書。

契約金額は、篠栗小学校が766万1,487円、勢門小学校が784万9,271円。

契約方法は随意契約。

契約の相手方は、福岡県糟屋郡志免町志免1丁目14番5号、有限会社尾崎堂書店 代表取締役 尾崎 友一であります。

執行部の説明では、教師用教科書及び指導書は、従来は各学校において購入していたが、GIGA スクール構想において、本町が整備したICT 機器のさらなる活用及び授業の在り方の向上に資するため、デジタル教材を購入することを判断したことにより、700万円を超えることが判明したため、学校教育課において事務を引き継ぐ形で購入することになったとのことであります。

随意契約に至った理由としては、福岡県が指定する販売業者に限られること、市場価格が一定、購入は定価のみであること、との2つの理由からなるものです。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

糟屋地区内で指定されている業者で当該業者を使った理由は、との質問に対し、今までの納入実績や配送の手配を考慮したとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、議案第28号及び議案第29号、それぞれ採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、討論を終結し、採決をいたします。

まず議案第28号に対する委員長の報告は承認です。

議案第28号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり、承認されました。

次に、議案第29号に対する委員長の報告は承認です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)〕」についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第30号「専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について〕」、本議案は、物価高騰対応重点支援給付事業実施のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算編成内容は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億1,009万3,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ128億3,187万6,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、民生費、物価高騰対応重点支援給付金に1億50万円、その関連経費に959万3,000円を補正するものであります。

主な歳入では、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,009万3,000円の増とするものでございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、議案第31号「篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） はい、報告いたします。

議案第31号「篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」という用語で表記することに伴う定義規定の追加、そして別表第2が削られることから、当該別表を引用している規定の改正を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で、質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認め、次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、可決決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第6、議案第32号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長(横山 和輝) 報告いたします。

議案第32号「工事請負契約の締結について」本議案は、町の防災拠点となる庁舎の耐震工事及びその他改修工事について、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、庁舎耐震補強及びその他改修工事。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、1億6,991万8,650円。

契約の相手方は、福岡市博多区博多駅前1丁目21番28号、株式会社コンステック 福岡支店 支店長 尾園 哲であります。

工事の概要については、耐震壁の設置、炭素繊維による壁補強・窓や扉など開口部の閉塞、また庁舎重量の軽量化を図るための煙突や壁等の撤去、その他照明設備電灯配線切り回し、空調設備や消火栓配管及び換気ダクト移設その他関連する改修工事を実施するものであります。

当委員会の中で、質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの、委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認め、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第33号「財産の処分について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

「日程第7」から「日程第9」の議案第33号から議案第35号までの3議案については関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、3議案を一括して委員長報告を受け、採決については1議案ずつ採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

従いまして、議案第33号から議案第35号までの3議案を一括議題といたします。

当該議案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、3議案一括して委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長(横山 和輝) 報告いたします。

議案第33号「財産の取得について」、議案第34号「財産の取得について」及び議案第35号の「財産の取得について」を一括での報告をいたします。

議案第33号は、消防団小型動力ポンプ7台、議案第34号は、消防団多機能型小型動力ポンプ積載車3台、議案第35号は、消防団小型動力ポンプ積載車2台、それぞれの購入に関するものであります。

当該3議案は、消防団の消防活動において使用する当該財産の購入に関し、仮契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められたものであります。

取得の目的は、消防団小型動力ポンプ及び小型ポンプ積載車の購入。

取得する財産は、消防団小型動力ポンプ7台、消防団多機能型小型動力ポンプ積載車3台、消防団小型動力ポンプ積載車2台。

契約金額は、小型ポンプ7台が1,420万6,500円、多機能型小型動力ポンプ積載車3台が4,543万2,900円、小型動力ポンプ積載車2台が2,494万2,600円です。

契約方法は、一般競争入札。

契約の相手方は、福岡県福岡市中央区平尾3丁目17番6号、株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄であります。

執行部の説明では、小型動力ポンプ7台については、平成16年度に2台、平成17年度に5台小型ポンプを購入し、耐用年数が15年であるが、約20年経過し老朽化していることから更新を行うとのことであります。

また、当該小型ポンプは、火災時だけではなく、水害時に排水ポンプとして活用できるよう排水能力が高い機能を有するとのことであります。

多機能型小型動力ポンプ積載車3台については、平成11年度に小型ポンプ積載車を3台購入し、耐用年数が20年であるが、約25年が経過し、老朽化していることから更新をするもの、当該積載車は山間地域に配備するため、4輪駆動方式としているとのことであります。

また、当該積載車は、小型動力ポンプ車両から降ろす際に使用する電動リフトは車椅子利用者の乗降にも利用でき、火災出場だけではなく、災害時の避難支援や救助にも活用できる装備を有しており、その他の災害対応装備・機材としてサーチライト、充電式LED投光器、救命胴衣、救命浮環などを有するとのことあります。

当委員会の中で、質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

まず、議案第33号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第34号に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第35号に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第10、議案第36号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第36号「財産の取得について」本議案は、小中学校の給食室において使用する給食備品の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められたものであります。

取得の目的は、小中学校給食室備品の更新を行うため。

取得する財産は、篠栗小学校では、食器・トレイ洗浄機1台、IH調理器1台。

北勢門小学校では、食器・食缶洗浄機1台。篠栗中学校では検食用冷蔵庫1台、パススルー冷蔵庫1台。

契約金額は、1,501万5,000円。

契約方法は、一般競争入札。

契約の相手方は、福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目9番24号、株式会社中西製作所九州支店支店長小谷雅人であります。

執行部の説明は、これらの給食室備品は、経年劣化により故障が発生しており、給食運営に著しく支障を来しているため更新するものとの説明がありました。

当委員会の中で質疑がありましたので、説明をいたします。

故障やトラブルについての対応は、との質問に対し、契約業者とその都度協議して対応している、との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第37号「町道の路線変更について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

「日程第11」から「日程第13」の、議案第37号から議案第39号までの3議案については関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、3議案を一括して委員長報告を受け、採決については1議案ずつ採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

従いまして、議案第37号から議案第39号までの3議案を一括議題といたします。

当該議案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、3議案一括して、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第37号「町道の路線変更について」、議案第38号「町道の廃止につい

て」及び議案第39号「町道の一部廃止について」を一括にて報告いたします。

本議案は、宅地開発土地区画整理事業に伴い、既存道路の終点、延長及び幅員が変更、次に町道の供用ができなくなることを最後に、既存道の一部が供用できなくなることから、道路法第10条第1項及び第3項の規定により路線を変更、廃止及び一部廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

変更路線名は、和田地区51号線であります。

次に、廃止路線名は、和田地区30号線、同50号線と同52号線、同53号線及び津波黒地区16号線の5つの路線であります。

最後に一部廃止する路線名は、津波黒地区14号及び同15号線の2つの路号線であります。

当委員会の中で、質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

まず、議案第37号に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第38号に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり、可決されました。

最後に、議案第39号に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第14、議案第40号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第40号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9億9,597万9,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ138億2,785万5,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費において、公有財産購入費に3億9,626万1,000円。

民生費において、物価高騰対応重点支援給付費に3億401万4,000円、やまばと児童クラブ室新築工事費に6,309万6,000円。

教育費において、クリエイト篠栗総合センターの特定天井・照明LED化改修事業費に1億9,460万7,000円。

その他、人事異動に伴う人件費として、635万9,000円の減額補正などを行っております。

主な歳入では、国庫支出金3億8,325万9,000円の増。

県支出金674万4,000円の増。

繰入金3億9,654万2,000円の増。

町債1億8,370万円の増とするものです。

繰越明許費については、クリエイト篠栗総合センターホール特定天井・照明LED化改修事業に1億9,436万9,000円とするもの。

債務負担行為補正については、粕屋南部消防組合分担金に、令和6年から令和10年まで4,161万8,000円。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金に、令和6年から令和25年度まで、4億767万円。

教育施設照明LED化リース（篠栗北中学校）に、令和7年から令和16年度まで、4,790万円。

教育施設照明LED化リース（合併50周年記念体育館）に、令和7年から令和

16年度まで、1,060万円。

教育施設照明LED化リース（社会体育館）に、令和7年から令和16年まで、1,870万円。

地方債補正については、地方債の限度額の変更といたしまして、緊急防災・減災事業債は、補正前5億1,710万円を、補正後6億5,650万円に、脱炭素化推進事業債は、補正前4,790万円を、補正後9,220万円に変更するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ではまず反対の討論のある方。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号2番、浦野雅幸でございます。

議案第40号、令和6年度篠栗町一般会計補正予算に反対いたします。

反対の理由を申し上げます。

この補正予算案には、北地区産業団地の事業用地2において、ケアユー株式会社の撤退に伴い、この土地を買い戻すために、3億9,626万1,000円を予算計上するものであります。

売買契約の解除には、違約金7,925万2,041円が発生しますが、町は違約金なしの金額での買戻しを行うとの説明でございました。

違約金なしの全額買戻しを行うことは許されることではなく、契約書どおり違約金を請求すべきだと考えます。

以上の理由で、この補正予算案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論のある方。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号 10 番、村瀬敬太郎でございます。

私は、議案第 40 号に賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）について、議会の承認を求められたものであります。

審査の中で、北地区産業団地事業用地 2 の買戻しのための予算が組まれておりましたが、当該用地を所有する企業の工場建設、操業開始のめどが立たず、買戻しの要望書が提出され、協議の結果、篠栗町が買い戻すことで合意したものでございます。

なお、双方の合意による買戻しであり、不作為によるものではないため、速やかな手続ができるよう、違約金については、それを問わない政治判断が行われたとの報告を受けております。

土地売買契約第 12 条第 1 項の違約金は、篠栗町が請求できる権利条項であり、請求しなければならない義務条項ではありません。

この点については、篠栗北地区産業団地の開発当初、また現地が山林であった頃より手を挙げていただき、これまで一緒に発展を夢見て歩み、現に、所定の納税も頂いていた感謝すべき企業に対し、無用な争いを避けるためのものでもあります。

また、違約金を請求することで、交渉や裁判が数年にわたることを考えると、産業団地建設停滞の長期化を招くよりも、違約金を請求しないことでのメリットを享受するほうが得策であり、妥当な判断であると理解するものであります。

我が町のメリットは、裁判等で数年を費やすよりも、現有企業が買戻しに応じる意思のあるうちに合意することで、ごく短期間で、進出希望企業に転売できること。

買戻した未利用地を、新たな進出希望企業に売却して、工場建設、操業開始を促すことで、当該土地利用が促進され、当初計画の税込、使用料収入が比較的早期に得られること。

新しい企業の進出によって、更なる賑わいの創出が期待できることであります。

所期の目的を達成するために、早期に 6 社を揃えた産業団地全体としての操業を執行部に強く求めながら、この状況で、この対応に反対することはできないと思います。

何よりも忘れてならないのは、この議案第 40 号、一般会計補正予算には、物価高騰対応重点支援給付費、子育て支援費、児童育成事業費、農業者物価高騰対策臨時支援金、教育支援センターや小中学校の施設充実の費用等々、まさに急激な社会

変化に対応するための町民生活に資する予算が数多く含まれていることであり  
ます。

これを停滞させることを、私は考えられません。

以上の理由から、私は、この議案第40号に賛成するものであります。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 次に反対の討論がある方、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号6番、横山でございます。

議案第40号、一般会計補正予算に反対いたします。

それでは反対理由を申し上げます。

本補正予算には、篠栗町から令和3年3月26日に事業用地2を購入したケア  
ユー株式会社が、産業団地から撤退するため、ケアユーに払い戻す費用が含まれて  
おりますが、契約書第14条には、払戻金額は購入金額から20%を差し引いた金額  
とすると明記されているにもかかわらず、購入金全額を払い戻すことになっていま  
す。

撤退の話は、昨年12月にケアユー側からあったとのことですが、違約金を請求  
すれば、ケアユー側から町を相手に訴訟を起こす旨を伝えたと、町長は報告され、  
補償になると年数がかかり、新たな企業を誘致できなくなることから、違約金を免  
除したと説明されました。

そもそも、議会から進捗状況の指摘があったにもかかわらず、議会に諮らず、説  
明もせずに、執行部の独断で話を進め、撤退という最悪の結果になったこと、これ  
は議会を無視し、何よりも町民に迷惑をかける結果となってしまいました。

本件の違約金は7,925万円強になります。

そして、このお金は町長が自ら自由にできるものではなく、全て町民の財産であ  
ることを再認識すべきだと思います。

この産業団地は、既に数十億の負債が発生しております。

本当にケアユーが脅しとも言えるような訴訟を起こすと言っているなら、また町  
が正常な公務を行ってきたと自信を持って言えるのであれば、毅然とした態度で受  
けるべきでしょう。

どこまでも篠栗町のため、そして町民の皆様に寄り添うのが議員の役目と考  
えております。

これは、1議員として、本案には、1議員としてではないです、でも議員とし  
て、本案には断固反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、次に賛成の討論のある方、はい、品川議員。

○議員（品川 静） 議席番号7番、品川静でございます。

私は、今回の議案第40号、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

---

今回の補正予算案全体を見渡してみますと、この予算案が我々の地域社会にとって、極めて重要であることが明白です。

具体的に申し上げますと、今回の補正予算には、物価高騰の給付費や定額減税に関する経費、子育ての支援対策として、やまばと児童クラブ室の新築、クリエイト篠栗の天井改修、小中学校施設整備及び地域の安心安全の拠点となる消防施設の整備といった町民の生活に直接的に影響を与える重要な施策が数多く含まれています。

これらの施策は、短期的な視点だけではなく、長期的な地域の発展と、町民の福祉向上に寄与するものであり、その必要性は否定できないと考えております。

また、北地区産業団地事業用地を取得するための経費については、一刻も早く6社操業を目指すための一つの施策であり、篠栗町にとって有益となり、そのための必要な補正予算計上であると考えます。

さらに補正予算案が迅速に承認されることにより、これらの施策が速やかに実行され、町民生活の向上や地域経済の活性化が期待されます。

現状の社会課題に、迅速かつ適切に対応するためには、この補正予算案の可決が不可欠です。

したがいまして、予算案全体の公益性と必要性を鑑み、私は、この補正予算案に対して賛成の意を表します。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 品川議員。

---

次に反対の討論のある方。

次に賛成の討論のある方。

はい、無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、賛成多数と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第15、議案第41号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第41号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」本議案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ611万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,240万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、歳出において、マイナ保険証導入事業に773万4,000円を増額補正し、人事異動に伴う人件費を162万4,000円の減額補正するもの、歳入においては、国庫補助金に773万4,000円を増額補正し、繰入金を162万4,000円の減額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第16、議案第42号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第42号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」本議案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ72万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,084万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を72万3,000円の増額補正、歳入において、繰入金を72万3,000円の増額補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第43号「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第43号「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出582万5,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億8,413万9,000円とし、6,107万9,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第44号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第44号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出13万7,000円を追加し、収益的支出の総額を8億8,147万7,000円とし、970万3,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の減額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第19、議案第45号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第45号「工事請負契約の締結について」本議案は、篠栗町総合センターの空冷ヒートポンプチラー及び付帯設備更新工事について、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、総合センター空冷ヒートポンプチラー及び付帯設備更新。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、9,929万7,000円。

契約の相手方は、福岡市博多区博多駅前一丁目31番17号、日本ファシリオ株式会社 福岡支店 執行役員支店長 友田 義弘であります。

工事概要といたしましては、設置後30年が経過し老朽化が著しい施設の機能健全化を図るため、空調の基となる温水冷水をつくり出す空冷ヒートポンプチラー4台の更新、作った温水冷水を送り出す熱源循環ポンプ2台の更新、作った温水冷水を温風冷風に変えるエアーハンドリングユニット整備3台を改修、その他、関連する改修工事を実施するものであります。

当委員会の中で質疑がありましたので、説明をいたします。

指名業者及び応札業者の数は、との質問に対し、5社の指名で2社辞退3社の応札である、との回答でありました。

また設備機器の耐用年数は、との質問に対し、12年である、との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生両委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設文教厚生両委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがございましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和6年第2回定例会の閉会にあたり御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて」をはじめ、条例案2件、専決処分を含め財産の取得について6件、工事請負契約の締結について2件、町道の路線変更廃止等、町道に関する議案3件、専決処分の承認を含め令和6年度補正予算案6件の、上程いたしました19議案につきまして、全て可決・承認頂きましたことに感謝申し上げます。

ありがとうございました。

一昨日、福岡管区气象台は、九州北部が梅雨入りしたと見られると発表いたしました。梅雨明けは平年並みとのことですから、今年は短い梅雨となるようでございます。短い梅雨だったり、空梅雨気味だったりしますと、こういう年はかえって梅雨末期の集中豪雨となったような記憶がございます。職員、消防団は、災害対策と災害時の適切な対応に万全の対応で臨みたいと考えております。そうした観点から、6月24日(月曜日)に、職員による集中豪雨による土砂災害等を想定した対策本部の机上訓練を行います。平成21年に大きな災害を経験した我が町の対応力が風化することのないよう、しっかりと訓練いたします。

本定例会の一般質問の中で、任期中の課題解決に向けてスピード感を持って対応するよという御意見、御要望を頂きました。私もできるだけ手を尽くして、任期を全うしようと考えております。審議の中でも申し上げましたように、9月の定

例会にて総括をいたしたいと思っております。令和6年度も早3カ月が終わろうとしております。後9カ月間の中で、今年度計画しております事業をしっかりとやり終えるように、職員一丸となって取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、6月23日（日曜日）から29日（土曜日）までの1週間は、男女共同参画週間でございます。6月広報には、「だれもがどれも選べる社会に」の見出しで特集をいたしました。全ての人自分らしく輝けるまちにするためにこの機会に身近なことから考えてみませんか、と投げかけ、無意識の思い込みや偏見である「アンコンシャス・バイアス」に気づくことから始めてみましょう、など、男女共同参画の重要性について書かれた大変興味深い内容でございます。ぜひ、議員の皆様もこの機会に、男女共同参画について御理解を深めていただければ幸いです。

また、7月1日は、社会を明るくするまちづくり講演会を開催いたします。劇団ひとりぼっち氏によるひとり芝居「TEARS～いとしの愛子～」でございます。

議員各位におかれましては、ぜひ御参加頂きますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、今後とも、篠栗町議会におかれましては、篠栗町発展のための車の両輪として、お力を頂きますようお願い申し上げ、令和6年篠栗町議会第2回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

---

篠栗町議会議員

横山 和輝

---

篠栗町議会議員

品川 静

---